

令和6年 第1回定例会

予算審査特別委員会会議録
(令和6年3月14日)

世羅町議会

予算審査特別委員会

- 1 開会日時 令和6年3月14日(木) 午前9時00分 開 議
- 2 開会場所 世羅町役場議場
- 3 出席委員 上本 剛 (委員長) 徳光義昭 (副委員長)
高橋公時 上羽場幸男 矢山 武 向谷伸二
田原賢司 藤井照憲 松尾陽子 久保正道
山田睦浩
- 4 委員外議員 米重典子 (議長)
- 5 欠席委員 な し
- 6 説 明 員
町 長 奥 田 正 和 副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠 総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生 企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美 町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並 健康保険課長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美 産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商 工 観 光 課 長 山 口 徹 建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 市 尻 孝 志 せ ら に し 支 所 長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之 学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香
- 7 事務局職員 議会事務局長 (黒木康範) 主査 (追林威宏)
嘱託書記 (貞光有子)

(起立・礼・着席)

○委員長(上本 剛) ただいまの 出席委員は 11 名です。定足数に達していますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続いて、一般会計歳出予算、「衛生費」以降の質疑を行います。予算書 116 ページから 220 ページまでです。

質疑はありませんか。上羽場委員。

○2 番(上羽場幸男) おはようございます。土木費の 161 ページからお尋ねをいたします。工事請負費町道改良舗装工事 1 億 8100 万円が昨年より 3200 万円減額と予算段階でなっております。この考え方、ある程度補修をしていくのは例年同じような形でいくのかなと思っておりましたが、そうでもなさそうなのでその点をお尋ねします。

そして町道用地取得、これについて。物件補償というところ、この 3 点をお尋ねいたします。物件補償については、町道のたぶん用地取得との兼ね合いがあるんだと思いますけれども、どういう路線をどのような形でやられるのかということをお尋ねをいたします。

○委員長(上本 剛) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) お答えいたします。まず工事請負費についてでございますけれども、令和 5 年度におきましては 7 路線の道路改良工事を行ってございました。6 年度におきましては 5 路線の道路改良工事を予定しているところでございます。またこの工事費の減額につきましては、物件補償 7180 万円が大きく伸びたことによりまして、全体の事業費を押しなべるために工事費については若干の減額となっております。

この用地補償費につきましては、主なものにつきましては町道大田道線の世羅中央病院横の歩道拡幅にかかるものでございまして、家屋移転が 3 件あるなど補償費の増額となったものでございます。また用地費につきましても主なものにつきましては大田道線の歩道拡幅によるものでございます。

○委員長(上本 剛) 山田委員。

○11 番(山田睦浩) 7 款商工費の中からお伺いします。155 ページの中の今高野山環境整備事業補助金 489 万 4000 円。令和 5 年度当初予算補

助金 220 万、令和 4 年度 125 万。125 万くらいでずっと推移していたと思うんですけども、令和 5 年度は記念事業があったためこの金額になったと思うんですけども、令和 6 年度一気に 500 万近くになっている、この内容についてお願いします。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 155 ページ商工費の中の今高野山環境整備事業補助金でございますが、以前から 120 万程度できておったところが、令和 5 年度が 220 万という予算で、これは 120 万の当時はまだ今高野山への来客が多くなかったこともありましたが、ここ 2、3 年ぐっと増えるなかで、警備のほうプロでないとなかなかできない状況が生まれてきまして、5 年度は警備の費用を保全会よりも要望もありまして、町としても安全面から必要ということで 220 万で今年度スタートしているところでございます。6 年度におきまして、489 万 4000 円という金額、約 260 万円の増になっておるところの説明をということでございましたが、こちらですね、今高野山におきましては、甲山史跡名所伝承保全会のほう環境等の整備、管理をされているところでございます。そこへ補助金を出しているところでございますが、そちらにあります今高野山の駐車場から上に上がったところの広場に古いトイレがございます。こちらのトイレが 3 年前から使えない状態になっておるということで、そのままの状態になっております。私も今年度になりまして、あまりにもひどいという話がありますので、行ってみました。確かにトイレそのものも古いんですが、それが使えなくなり、一応入れないような形にしておりますけれども、入ろうと思えば入れます。そのような状況で非常に衛生的にも悪い。汲み取り型でございますので、かなりひどいことになっております。もっと言いますと、便槽にもごみが捨てられて、このままで置いておくのは環境的にも非常に良くないなというふうに私も見たところでございます。そういったなかで、この保全会との話の中で、撤去ができないものだろうかとか、整備できないだろうかという話がありましたが、町としてどこまでやるかということ非常に考えたわけですが、これだけ環境的に悪いトイレを、今、年間 2 万人以上の観光客の方がお出でになられているようななかで、このまま放置しておくというのはど

うだろうかということで、保全会とも相談するなかで、保全会のほうで撤去もできるので、その辺考えてもらえないかという話の中で、町のほうで保全会に補助するなかで、民間のほうの工事として撤去してもらえば町がやるよりも随分安価にできるということもありますので、これについてはどこかでやっておく必要があるということで、撤去したほうがいいという判断で補助金を増額しているものでございます。

ちなみにこのトイレでございますが、以前から保全会が管理等していただいておりますので、そちらのほうで撤去していただくことがいいだろうということで補助金を増やしたものでございます。

○委員長（上本 剛） 山田委員。

○11番（山田陸浩） 説明はわかります。当然、民間が撤去したほうが安価に済むというのはわかります。このトイレは町の管理下ですか。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） このトイレにつきましては公共施設、いわゆる町の所有ではございません。そういうこともありまして、保全会のほうで管理もしていただいているなかで、保全会のほうへ補助を出す中で撤去していただくというふうに考えております。これについては町のほうもそうすることについてどうかということが担当課としても考えましたが、このトイレが遡っていろいろ聞いてみると、旧甲山の観光協会のほうで整備されたものというふうに聞いております。この観光協会が合併当時だと思いますが、世羅町観光協会へいろんなものが引き継がれたということなら、当然そちらのほうでやっていただくようなことも考えられるわけでございますが、遡ってみますと旧甲山町の観光協会から、今の世羅町観光協会に引き継がれてないということがはっきりしましたので、そのトイレにつきましては所有がはっきりしないままそこにあるというものでございます。そこらをいろいろ考えたところ、これが個人のものなら当然、町がそういうことすべきではないことはよくわかっております。そういった旧甲山町の観光協会ということで、それが今ないというなかで、建物としては公共性があるものではあるというふうには考えておりますので、どこかがどこかで整理をしてしまわないと、あのまま放置して環境がどんどん悪くなるなか、また事故にもつながる

ようなこともあるかもしれないなかで、観光振興としては、あそこに来られている方が、またあそこ汚かったというようなことでなくてですね、ある程度したなかで来てもらいたいと思っておりますので、保全会が管理をされているので、そちらのほうでそういった要望もあるなかで、やっていきたいというものでございます。

○委員長（上本 剛） 山田委員。

○11番（山田陸浩） 観光地ですので、やるな、するなと言っているんじゃないんです。当然きれいになるのはいいことだと思うんですが、今定例会の産業建設常任委員会の事務調査の中で同じ当地の敷地内にありますふるさと劇場の管理はどうなっているかということを経済調査で出したんですが落とされました。町の管理下ではないのでということです。同じ敷地内にあるトイレは撤去するのに補助金を出す、この考え方はどうなんでしょうか。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） ふるさと劇場の話が出ましたが、ふるさと劇場についても同じようにその当時、旧甲山の観光協会が整備されたものではないかと思いますが、今回撤去したいというのは、もうすでに非常に観光地としてですね、非常に言い方とすれば汚くて非常に危ないという状況があるなかで、これを放っておくということはあまり適切ではないというふうに判断したもので、今回観光振興の面から考えて保全会のほうで要望あるなかで是非やったほうがよかろうということで判断したものでございますので、ふるさと劇場も確かに古いとは思いますが、私見る限り、それが今すぐどうということではないと思いますので、あくまでも今回のトイレにつきましては、そういった観光地としての非常に不適切なものがそこに建っておる。しかも直すことはまずできません。そういったところを考えたときに、町のほうで今の時点で何らか支援してやっておく必要があるだろうというふうに判断したものでございます。

○委員長（上本 剛） 久保委員。

○10番（久保正道） 先ほどの山田委員の質問に関連するんですが、このやり方は憲法に定めた政教分離という基本があります。そのなかで国家とか地方公共団体は政治的なこと、それから宗教的なことを分離しな

さいという定めがあります。このことに抵触しないのか、するのか、そこらの判断をされないといけないと思うんですが。

それからもう1点は、214ページの給与費明細のことですが、昨今国の方針によって給料を上げなさいということがありますが、世羅町のこの給与に計上してあるものは、どの程度のベースアップを計算されているのか。新聞の情報によりますと1万3000円から3万5000円の給与が示された企業がたくさんあります。そのなかで世羅町の給与費、6年度でどの程度見込んでこれに計算してあるのか。

それからそれに関連して世羅町が関係している社会福祉法人へ対する給与等の補助金、これについてもどのような考えかお伺いします。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えします。久保委員のほうから政教分離についてどうかというご質問ございましたので、こちらについてはですね、この建物、先ほど答弁申しましたように、旧の甲山の観光協会が整備したものというふうに聞いておりますので、これにつきましては、いわゆる神社とか、お寺とか、そういったところが整備してもっているものではございませんので、確かにこれがもしそういったようなものでしたら、当然そこに行政が入るべきではないというふうに考えておりますけれども、あくまでも上物の建物でございますので、それについては問題ないと考えます。

○委員長（上本 剛） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 続いて214ページ給与費明細についてご質問いただきましたのでお答えいたします。世羅町におきます給与費の改定でございますが、令和5年第4回定例会において人事関係として給与改正をさせていただいております。このたびの改正が官民との格差1.1%の是正ということで引き上げをさせていただいているところでございます。若年層に配分を重くした形で、平均1.1%の改定をしているところでございます。

同じく期末手当支給等にも影響がございますので、押しなべますと、この改正において1800万円程度の増額を見込んで改正していたところでございます。令和6年度の予算計上におきましては、人数的な調整等も

入っておりますので金額には直結いたしておりませんが、改定ベースでは1.1%の給与改正ということになってございます。

○委員長　ここで傍聴の申出があるのでこれを許可しております。

久保委員。

○10番（久保正道）　今高野山の関係ですが、建物は観光協会というふうなことでありますが、その敷地は恐らく今高野山の敷地だろうと思うんです。そこで建物が敷地の丹生神社の敷地ということになればですね、これは間接的なことは関係あると思うんです。だからそれに関連した形で観光協会にしても町が補助金を出しているわけですが、迂回した形で支出するようなことになるだろうと思うんです。このことはいかがなものかと私は思うんですが、その考え。

今後人事院勧告が出されると思うんですが、その人事院勧告によって

▼【「分けて質疑したほうがいいのではないですか」の声あり】

それじゃあ、1問先に答弁を。

○委員長（上本 剛）　商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹）　お答えいたします。委員ご指摘のように、底地につきましては神社か寺かというふうに私のほうもある程度確認はしております。おっしゃるとおりでございます。ただし先ほど申しましたように、いわゆる建物自体をやります。確かにそこ当然建物なので、基礎もある。当然土地もつくことがあると思いますが、もともとそこが神社の土地に別なものが建っているわけでありまして、それについては当然、神社に元通りに返すということでございますので、そこについて特に、いわゆる政教分離にあたって行うということには当てはまらないというふうに考えているところでございます。

○委員長（上本 剛）　高橋委員。

○1番（高橋公時）　先ほど来龍華寺のことでやってますけれども、今回、300万計上されたのはトイレの撤去にかかる予算をこのなかに入れておるとのことだと思っておりますけれども、基本的なところ、皆さん勘違いされているのは、あそこは龍華寺の土地であります。これまでは上物、これは旧甲山町で管理をしておったと。しかしながら世羅町になったときにきれいに引き継いでないと。ですから上物が浮いている状態になっ

ておると。変な話を言えば、私の家の納屋を直してくださいと言っているのと一緒ですよ。他人の土地の建物を直してくださいと。しかしこれは町もきちんと引き継ぐという形ができていなかった関係もありますので、今後が大事なんです。今後が。じゃあ、トイレしました。次はふるさと劇場、これも古くなったので直してください。撤去してください。もうできませんよ。ですから一定にここでけじめをつけてトイレの部分、衛生面もあります。引き継ぎのことがどうなっていたかわかりません。観光協会のものでないでしょ、今は。浮いている状態にあるんでしょ。ですから悩んでいらっしゃると。下は龍華寺のものなんですから、言うたらよそですよ。関係ないです。世羅町ではないんですから。下の駐車場は世羅町が管理している。これね、前回の一般質問で議員も言いましたよ。上のトイレをきれいにしてくれと。当時は別の担当課長であったが、そのときあそこは世羅町のものでないので、手が付けられないと答弁されている。今回は課長かわり、やっぱりやらないといけないということで、宙に浮いた上物の部分なので手を付けるというところなので、町がちゃんと示してください。町長でも副町長でもいいので、この部分を示さないと、いつまでたっても宙に浮いたものをどうする、他人の民地にあるものをこかすというような話になりますので、ちゃんと示してください。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは久保委員、また高橋委員からもご質疑、またご指摘をいただいた部分につきまして、私より、この総体の補助金につきましては山田委員からも質疑をいただいたところでございます。ご指摘いただきますように、このトイレにつきましては、上物だけが、非常に権利関係が整理されず不安定な形になっておるものでございます。この上物、トイレの建築にあたりましては、恐らく50年近く前後、前にですね、当時の今高野山といいますか、ふるさと劇場を中心とした賑わいづくりを目的として当時の甲山町の観光協会様がステージ付の大きな建物とそれに付随するトイレ、その周りにはかつて遊具等もございました。皆様方が来られて数時間を楽しむというゾーンでございました。しかしながら平成の初頭あたりまではイベントでしっかりと利活用できて

おりましたけれども、その後については利活用が芳しくなく、遊休化して現在に至っております。昨今につきましては多くの観光客をお迎えをし、そのトイレが健全であったらどのように効果があるだろうとご指摘もいただいていたところでございます。大きなトイレ、また新規なトイレを建設する状況では現在ございませず、町営駐車場のさわやかトイレを利活用していただいていることをもちまして上段にありますふるさと劇場の遊休化し、とても劣悪でゴミが投げ込まれるような状況になっておりますものを周辺環境として非常に危惧されるなかで、一体的に整備をし、観光客をお迎えをする。そして今高野山一帯の、これは寺とか寺社とかいうことではなくて、その一帯の整備を周りの清掃であるとか、おもてなしも含めて一体的に整備をしたいというニーズが非常に高いなかで、このトイレにつきましては早急に撤去すべしということでもとまってきたところでございます。

委員からもご指摘いただきますように政教分離というところが、気持ち先行するままに踏み込みすぎてはならないという警鐘もいただいたところでございます。また高橋委員からも現状についても経過にも触れられていただいたところでございます。町としましてはその一帯を整備をしたいという皆様方の思いの中と観光地、また多くの方を快適に迎えていくという双方から見た中で、今回のトイレについては町が支援をして早急に撤去し更地にするなかで、危険防止と環境の悪化は抑制したい。そのように考えて取り組むものでございます。この後につきましても寺社の部分は寺社で、お寺についてもそうです。境内地等々に関わる部分につきましては、しっかりと行政が踏み込みすぎることなく、折り合いをつけていきながら、観光地また多くの方がご来場なされるところの配慮に努めてまいりたいと、そのように考えております。大きなふるさと劇場につきましては、この所在、また危険度をしっかりと判断しますと共に、現在、町において即座に撤去、対応するべきことではない、その状況にない今、考えております。トイレについて喫緊の課題として対応してまいりたいと。その部分で提案をさせていただいているところでございます。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） 続けて申し訳ないです。ですからちゃんと今後の取扱を分けてくださいよ。担当課長に言います。今、世羅町が今高野山の部分で携われる部分といいますか、世羅町保有の部分、これをちゃんと皆さんに理解できるように1回言ってください。下の駐車場部分、1億円創生、昔の旧甲山町でやった展望台の部分を含めた世羅町が管理している道がありますよね。これが世羅町分で管理していく部分だと。世羅町が見なければいけないところだというのをちゃんと示してください。でないと、高野山で起こっている境内から何から全部世羅町が面倒みないといけないと、そんなことはないです。あそこはちゃんと民地と言いますか、宗教法人がやっているところなんですから、世羅町と関係ないところありますからね。ですからそこを明確にしないから何もかんも一緒になる。世羅町が管理している部分をお答えください。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それではお答えします。世羅町の管理という部分でいきますと、基本的にはいわゆる町有地の部分になってくるかと思いますが、今、委員のほうが概略をご存じのとおりでございまして、下の駐車場、それから今高野山を上にあがっていきますと、いわゆるそれより更に上にあります古城山の展望台、こちらの上の部分については町有地、その上がる途中の道ですね、その一部が町の所有ということになっておりますので、そういったところについてはきっちり町のものとして管理をするというのがルールでございまして、それ以外につきましては主に神社なり、それからお寺のものになっておりますので、ただ先ほど副町長の答弁にもありましたように、あそこが今、観光としてはですね、世羅町の観光地としてはPRしているところがございまして、そこはしっかり線を引いたなかで何ができるのかということをしっかり考えて今後進めてまいります。

○委員長（上本 剛） 久保委員。

○10番（久保正道） 先ほど来から申し上げておりますように、他の同僚委員も発言されておりますが、政教分離の考え方は憲法で決められておるわけですから、逸脱しないように。課長、優しい気持ちはわかるんですが、あまり踏み込み過ぎないように進めていただきたいと思います。

それから人事院勧告の関係ですが、官民格差が2%以上になったときに人事院が勧告するようになってきていると思うんです。それで今年はかなり勧告の幅が広がるんじゃないかと思うんですが、財源確保とですね、それから先ほど答弁がなかったんですが、社会福祉法人に対する人件費を含めた補助金、このことの確保をされるように質疑をいたします。

○委員長（上本 剛） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 今後を含めてのご指摘をいただいております。情勢を見ますと、民間でのちょうど春闘の時期と重なってですね、今後においてもその反映が行われて人事院勧告がされるのではないかとこの見通しをお示しいただきました。同じような認識で捉えております。

昨年におきましては給与改定は1.1%の給与表改正でございましたけれども、それを踏まえて予算編成しておりますけれども、結果といたしまして人件費の性質的な分野で言いますと5%を超える上昇が見られているところでございます。令和6年の人事院勧告につきましても同程度かそれを上回る規模の改正が行われるということを確認しながらですね、財源確保並びに経費の削減と併せて注力していきたいというふうに考えているところでございます。

また社会福祉法人等について触れいただきました。世羅町等の給与表を参考にされているところもございましてけれども、あくまでも補助等の形で支援をしておりますので、その内容等についてはしっかりと把握しながら、予算執行しなければならないというふうに認識しているところでございます。

○委員長（上本 剛） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。先ほど社会福祉法人に対する人件費ということでした。福祉課のほうで補助させていただいておりますのは、予算書95ページに戻るんですけれども、負担金・補助金・交付金の中の世羅町社会福祉協議会への補助金になります。このなかに人件費と事務費と分けてあります。主に人件費の補助が多くございますけれども、人件費につきましては町の給与表を基準に改定をされております。それに基づいて補助金のほうを町のほうから算出させて

いただいております。

○委員長 お伝えしておきます。本日は衛生費以降ですので、よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。田原委員。

○6番（田原賢司） 155ページのふるさと劇場の答弁が気になったんですが、公的建物でなくなった場合、課税の問題はどうなるのかなという、本来旧甲山町の観光協会から引き継がれてないという話になるとその時点で公的団体でなくなるので、建物について課税が発生するのではないかという問題なんです。その点のところはどうなるかという問題があります。

以前ですと、旧甲山町観光協会が設置したものについては町が責任をもって撤去するといったなかで、当時の地権者の方々、門徒さんになるんだらうとは思いますが、参道の街灯とか、看板とか、ああいったものを町のほうで撤去されてきたと思います。合併以降ですね。その流れと今の課長の答弁といったときにちょっと矛盾が生じるのではないかと。引き継がれてないものであれば、ちゃんと誰が課税客体かというのを調べてですね、固定資産税を課さなければならないと思います。あくまで公的な目的を果たしているということになりますので、そのところは実際どうなんでしょうか。税務課長のほうへ。もしそうであれば課税するものかどうかというところを。

○委員長（上本 剛） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 委員おっしゃいますように、公共のもの、また神社仏閣の持ち物は非課税でございますが、そこがほかの方の持ち物ということになれば勿論課税が発生するようになります。

○委員長（上本 剛） 田原委員。

○6番（田原賢司） ほかにも町の建物で実際、寺社が所有者の土地のほうに建っている建物もございます。それについては町の施設が建っているということで課税、底地についても課税対象になるという。そういうところがあるので、安易に町に引き継がれてないという話では済まされないことになると思うんですよ。その点はどうなのかというところを、安易に引き継いでない、どうじゃこうじゃとは言えないのではない

かというところがあると思うんですが、その点お願いします。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えします。田原委員のご指摘があります今回の一連です、ふるさと劇場について出ましたが、私のほうで、これはあくまでも課内なり、過去の話がある程度わかるなかで聞いたところで整理してきているので、そういったなかで、整理したなかでは、今高野山のところについての話でいきますと、旧甲山観光協会が整備したものについては、今の世羅町観光協会が引き継いでないという話がありましたので、それについては世羅町観光協会さん自体も実際それを管理もされてないので、そういうことだというのはまちがないということ、先ほどの答弁をさせていただきました。じゃあ、それがいったい誰のものになっているのかというのは、町が引き継いだら町のものでございますが、町も引き継いでおりませんので、それが誰のものになっているかというのは、結局所有者がないままの建物というのはほかにもあるんじゃないかと思いますが、そういった形のものになったままではないかというふうには思います。合併当時、いわゆる旧甲山観光協会の整備したものは町が引き継いだ程度、不用なものは撤去するというような流れがあったというご指摘もありましたが、大変申し訳ないんですが、その当時については私は認識不足でございました。私が担当課長となってから、ある程度今高野山とかかわるなかで、聞いたなかではそういうふうに引き継がれていないというふうに聞いておりましたので、現実に見ても引き継ぎなり、管理をしたのが最近はないものでございますので、今は町としても携わっていないというものというのはここ数年はまちがないというふうに思っておりますのでそういった答弁をさせていただきました。そういったなかでふるさと劇場に戻りますが、町のほうもそれを引き継いでないということはまちがいございませんので、今現在それが誰のものでどうかということについては、建物としては所有者ないまま浮いているような形のものだというふうに認識しております。

○委員長（上本 剛） 田原委員。

○6番（田原賢司） 山口課長、税務課長であられました。一定程度ご経験があるかと思うんですが、商工観光課の立場で考えれば、そこだけ見ればそうなのかもしれないんですが、片や税的などころでみるとこういう問題が発生するのではないかという考え方で、やはり連携が必要だろうと思います。そこをやはり視点を多角的に見るところがないと、答弁もやはり打てば響くで、いいところもあるんですが、もう少し思慮深く動いていただければですね、物事が変わるのではないかと思います。やはりそれは放置されることによっていずれ問題にはなりますので、そういったところをもう少し多角的にみる視点を養っていただければと思います。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えをさせていただきます。多角的に答弁ができていたかどうかというところもございますけれども、商工観光課の観点から見たときの答弁ではその財産の所在というのがわからないで終わっているという答弁になっております。片や課税の客体から考えますと誰かがそこには存在すべきというところにもなっておりまして、過去のいきさつというところがございますけれども、それに携わられた方も非常に今、ご高齢になられている、もしくはすでにいらっしゃらない可能性もあるところではございますが、町として観光協会、またその当時の関係者、そして底地の関係者含めてですね、この建物がどうだったのか、現在は水掛け論になっておって不安定な形のままでございます。ご指摘いただきますようにその所在を整理するということが必要であり、誰が解決していくのか、今一度しっかりと見定める必要がありますし、その結果によって課税客体、またその結論をしっかりと見定めるなかでどのように扱っていくか、しっかりと受け止めさせていただきたいと存じます。これはひとつの財産の所在のあり方を調べていくなかでは、複数課が関わってまいるということもしっかりと受け止めさせていただき、両課の連携をこの後とり、関係者も交えて今一度その権利関係と物体、施設の所在というのを一定の整理をしてみたいと存じます。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。矢山委員。

○4番（矢山 武） 141ページの農業関係の負担金県営土地改良事業負

担金と県営基幹水利施設補修事業負担金についてどのような事業を進められようとしているのか、お尋ねします。

それと事業に関係すると思われる今年度でかなり進むんだと思うんですが、179ページの工事請負費8億1726万円、かなりの部分が起債であったというように思うんですが、これらが来年度へ向けて、オープンへ向けてどのような予算執行になるのか。財源と併せてお尋ねをいたします。

○委員長（上本 剛） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えをいたします。141ページの県営土地改良事業負担金についてご説明をさせていただきます。こちらの負担金につきましては、県が事業主体で行っております圃場整備、区画整理とですね、暗渠排水事業についての負担金でございます。まず内訳としましては、西大田地区3期ということで暗渠排水事業行っております。こちらの負担金が2500万円。続きまして西大田地区の区画整理を行っております。圃場整備分が250万円。続きまして区画整理中の区域内の暗渠排水工事の負担金、こちらが1080万円。続きまして今後区画整理を予定していきます重永地区京丸地域の予定地区の調査費等で、850万円の負担金ということでございます。これらを合わせまして合計で4680万円ということになっております。

続きまして県営基幹水利施設補修事業の負担金についてお答えをいたします。こちらにつきましては、目谷ダムの水管理システム、通称ダムコンと言いますが、こちらのシステムの更新をされるということで、その負担金でございます。事業費としましては2億2000万円の事業費ということで、国・県の補助、また三原市の負担金と世羅町の負担金を合せて2億2000万ということでございます。今回予算に計上しております5400万余りにつきましては世羅町分の負担金ということでございます。

○委員長（上本 剛） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは179ページの工事請負費でございます。8億1726万8000円ということでございますので、昨年度と比べまして2億1326万8000円の増となっております。

この内訳でございますが、給食センターにかかるものなんですけれど

も、給食センター本体工事におきまして 8 億 292 万 8000 円、給食センターにおける排水施設設置工事、給食センターから世羅小学校への下水に関わりまして 572 万 4000 円、そして雨水に関わります場外排水路設置工事に 500 万円、そして配膳室ということで世羅西小、世羅西中の配膳室の工事に 361 万 6000 円、これらを合算いたしますと 8 億 1726 万 8000 円となります。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。藤井委員。

○7 番（藤井照憲） 145 ページの施設管理費というのがございます。この施設管理費に 666 万 3000 円の経費がかかっているわけなんですけれども、施設の内訳をお伺いします。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えします。こちらの施設管理費、この施設はですね、いわゆる甲山環境改善センターの施設の管理費になっております。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7 番（藤井照憲） 要はですね、使用料、手数料収入が 50 万しかないんですよ。そこに 666 万 3000 円の経費をかけている。いかに無駄な施設かというのがわかる。となりますとこの施設の利用を増やそうという、こういった考えはどのようにお考えでしょうか。この利用を増やすためにどういう広報をされているか。この辺をお伺いします。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えします。こちらの甲山農村環境改善センターでございますが、この 50 万の収入に対して 660 万、これ収支だけ見るとですね、非常に無駄な施設ではないかというふうに見えるところでございます。これはご指摘のとおりだと思います。ただこちらの建物につきましては、今、私どもの商工観光課も入っております、全体的に見ますとですね、事務所的な、いわゆる庁舎の扱いというのものがなかりを占めております。そういったところもございまして、なかなか費用対効果が必ず出るといふ建物にはなかなかないというふうには思っております。ただしですね、一番よく使われます多目的ホールというホールがございまして、こちらについては確かにもっと使用をして

いただきたいというのはご指摘のとおりだと思いますので、ただ今、正直なことを言いますと、こちらの使用につきましてPRを行っているかというところで行っていないところがございます。そこについて今後どういうふうにしていくかにつきましては、管理しておる担当課といたしましては内部で協議をしていきたいとは思いますが、ただ世羅町にいろんなホールがあるなかで、なかなかこのホール古くて、あまりホールとしての、いわゆる舞台を使ったりするようなホールとしての使い方がなかなか難しくなっている現状がございます、他の文化センターなり、タウンセンターなりの新しい所をですね、使われる方が多いというのも現状でございます。ご指摘いただきました課題については少しでも増える方法はないかというのは内部で検討はしたいと思っております。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） 要は、人情論で施設管理をしてもらっては困る。大切な税金が投入されていると、ここを考えていただかないと、無駄な施設になってしまう。ホールという言葉が使われましたけど、よそのホールもある。なぜ商工観光課が同じホールがあるなかのホールを管理するんですか。自分達で管理できない、PRもできない、広報もできない、譲ったらどうですか、よそに。せっかくの財産ですから有効活用しましょうよ。担当課長で動きが全然変わってくるような、こんなんじゃいけないでしょ。副町長、そう思いませんか。先ほど全庁的に広く目を光らせましょうと言われましたよね。文化センターがあり、せらにシタウンセンターがあり、農村環境改善センターがあって、ばらばらで管理したら、こういう結果になるんです。全体を見渡す人がいるという新たな答弁がありました。しっかり管理していただきたいと思っております。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。町内におきましては世羅郡3町という歴史を重ねるなかで、それぞれの大きな拠点にホールという形態のものが現在3か所あると認識をしております。それぞれの建築年代まばらではございますけれども、今、ご指摘をいただきました甲山農村環境改善センターにつきましてはかつて農水事業で整備をした建物でございましたけれども、その時代においては非常に画期的な建物でござ

ございました。現在は平面ホールにいわゆる舞台が装置がついたホールで
ございます。ご指摘いただきますように、利用については、ビーチバレー
ボール、いわゆる平面コートが取れるということで、ひとつの球技が
できる得意な部分を持ってございます。これはせら文化センターと比べ
ましては、全く性能が違うものでもございます。そうしたところのしっ
かりとしたPRと、平素の場内開放をしてしっかりと利活用しなければ
ならないということをご指摘をいただいているところだと受け止めてお
ります。一方、このホールにつきましては大規模な講演会、いわゆる例
で言いますと、大きな団体の総会であるとか、平面上にスクール形式で
机をしっかりと並べて使えるようなときもございます。反面そういった公
共団体にご利用いただくことが多くございますので、利用料収入がなか
なか芳しくない状況でもございます。しかしながらその利活用をしっか
りに行わなければならないというのはご指摘、最たるものでございます。
通常の利用、こういった形ができますというのをしっかりと、また予
約方法等周知をしていくことが必要であります。

避難所としても利活用してまいりますけれども、ご指摘いただきました
ようにそれぞれのホールの特性を生かす形で、また庁舎の大規模な参
集を行うときの広大なスペースとしても傍らにある非常に大切な施設で
もございます。庁舎の機能も補完をするなかで、かつ利活用を行い、施
設管理に追いつくのは非常に難しいと思っておりますけれども、最大の利用収
入、民間の展示等も踏まえながらしっかりとPRに努めてまいりたいと
存じますし、それは押しなべて大きな構造物、大きな施設の利活用に通
ずるものと受け止めさせていただき、しっかりと取り組んでまいりたい
と存じます。

○委員長（上本 剛） ほかに、矢山委員。

○4番（矢山 武） 220ページ 起債の特に、今後の償還等に関わって
お尋ねしたいと思っております。6年度については、残高で3億円ちょっと増
えるわけなんです、特に大きい普通債がかなりの割合を占める。これ
らの償還期間、一定額が交付税措置をされるということで、そこらの金
額。また今後の6年度で13億円余りの償還額が、どうしても残高が増え
ると、多少増える面もあるかもしれませんが、償還期間が残りが少ない

場合には、その時点でかなり減少してくるというように思うわけですが、償還についてのずっと先のは別としても、当面ここ4、5年までが償還金額がおおよそどのくらいの金額になるのか。そこから今後の財政運営を考えていくうえで重要な点ではないかと思うんですが、これらについて今年度で起債を16億円して、13億円を返す。その13億円の動きと、特にどのような形で償還をしていくのか。また交付税措置等についても併せてお尋ねします。

○委員長（上本 剛） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。委員からご指摘いただいたのは、210ページ、211ページ、それから220ページに絡んでのご質問と受け止めております。

まず起債の償還額、元金につきましてはこちらにありますとおり、来年度は約13億2000万円程度となっております。5年度に比べます4300万程度の減額となっております。元金の償還につきましては、これはたくさん借りれば元金の償還が増えますし、借りの額が少なくなっていけば元金も減っていくというような連動しているものでございます。今のところですね、起債残高につきましては220ページにございますとおり、令和4年度末で104億円程度、令和6年度におきましては、来年度起債を活用する事業の額が多くございますので、元金の償還額を借入額が約3億円程度上回りますので、6年度末の残高が107億円程度と見込んでおるところでございます。

この起債につきましては、その年々（としどし）によってどういった建設事業行っていくかというところも影響してきます。その建設事業の財源として国費なり県費を使い、その裏に起債を充てれるものは充てていくということで、将来世代と現役世代の負担の公平性を保っていくべきものでございます。そういったなかで起債は有利なものを、交付税措置があるものをしっかり活用しながら、町の負担をできる限り少なくしていこうということで活用しているところでございます。

起債の残高、それから元金の今後の見込みについてでございますが、今のところは、来年度ですね、給食センターの大きな事業がございますのでそこで合併特例債をかなり多額の額を借ります。そういったところ

でいったん6年度末については残高が増える見込みではございますが、その後、7年度以降どういった事業していくかによっても変わってきますが、今のところの見込みでは、7年度以降は徐々にまた町債の残高は下がっていくものと見込んでおります。これに伴い償還する元金につきましても徐々に減っていくものと考えております。また、交付税措置につきましても、おおよそですが、この残高の7割程度くらいはできる限り有利な起債を借りておりますので、過疎債、合併特例債等、主に活用してきておりますので、7割程度は交付税措置があるものと考えております。また償還期間等につきましても起債の種類や借りる相手方によって異なってまいります。償還期間や据え置き期間等につきましても、それぞれたとえば10年の2年据え置き、それから過疎であれば、12年の3年据え置き、たとえば15年の3年据え置きとか、20年のものもありますし、それぞれさまざまでございますので、一概に画一的な年数はお示しをすることはできませんが、状況としてはそういったところでございます。

○委員長　ここで休憩とします。再開は10時15分とします。

休　　憩	10時02分
再　　開	10時15分

○委員長（上本　剛）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き衛生費以降の質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。
藤井委員。

○7番（藤井照憲）　155ページ　世羅町観光協会補助金という項目がございます。2700万という補助なんですけど、この内訳をお伺いしたいと思います。

○委員長（上本　剛）　商工観光課長。

○商工観光課長（山口　徹）　こちらの世羅町観光協会補助金でございますが、内容的にはですね、まず観光マップの作成等に125万5000円、それから番組広報等の企画費ということで200万、それから観光パンフレット作成等で約300万、インバウンドの対策費、いわゆるいいもの進めていく費用としまして約250万、そのほか主なものになりますが、道

の駅のいわゆる広域の連携の取組等がいろいろございますので、しまなみやまなみ連携事業とか、山陰花めぐりの事業、近隣の観光協会の連携事業等で約80万程度。あとは車両、事務関係、通信費、そういったものがございます。そのほか、大きなものとして人件費が1500万程度ということになっております。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） 一番知りたかったのは人件費なんですけれど、この人件費は何名みておられますか。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 4名分でございます。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） 先ほどマップとか、パンフとか、道の駅の関係者等との調整とか、インバウンド、盛りだくさんの事業をこの4名でこなすということになると思うんです。観光基本計画の最後にありますフローチャートなんですけれども、要は連携支援というやり方なんですよね。ですからどっちが責任を持つのか。そこを教えてください。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えします。連携支援という部分につきましては、いわゆる町と観光協会の連携ということになってまいるかと思えます。これにつきましては、当然、補助金を出しております町としては一番主の責任があるというふうに私は思っております。ただし補助金を出して、目的を持って事業をされるわけでございますので、補助金を出した以上は観光協会さんも責任をもって年間の観光振興をやっていただく必要がございますので、主たる責任は当然町が持ちますが、やはり出した以上は完結する責任を持って観光協会のほうにもしっかりとやっていただきたいというふうに思っておりますので、そこについては監督責任が町にも非常にあるというふうには思っております。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） この推進体制で、町が責任を持ってやるとはどこにも書いてないんですよ。事業者と観光協会がコーディネートすると書いてあるんです。わかりますか。町は何をするかと言うたら、連携支援

だけなんです。これでですね、観光事業の責任を町が持ってやりますとあなたが思っているだけで、基本計画には書いてないんですよ。どっちがするかというのは書いてない。どっちかいうたら、コーディネートするのは観光協会、基本的には多くの事業が町を尊敬し、町の言うことを尊重するのはですね、お金と力を持っているからなんです。このお金と力を放棄して、全部補助金で渡して責任取れと。こんなやり方で観光行政をやるから、遅々として進まない。これが観光基本計画のフローチャートにも表れている。課長自身も責任は町にあると言いながらも町に責任を取らせてない。しっかりと町が責任を取るというのを約束してください。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 観光振興基本計画の推進体制の中にですね、今、ご指摘いただきますように、連携支援、これはまちがっているということではなくて、私先ほど申しました、町に責任が当然ありますよというのは補助金を当然出していくわけでございますから、出したら出し投げというふうには私は思っていないなかで、当然補助金を出した当事者としては町として責任を持って観光協会がどう観光振興を行っていただいているかというのを当然見ていく必要があるという意味で責任があるというふうに思っているという話でございます。この観光基本計画にあります連携支援、確かにいざ補助金を出しますと、町としてはそのなかに直接事業として携わるわけにいかない部分で、連携支援を行うという表現で計画したものでございまして、そこらが、責任の度合いがはっきりしてないような作りになっているところについては、わかりにくい部分もあったかと思いますが、お答えいたしますが、先ほどから申しますように、町は補助金を出しておりますので、観光振興については当然、町が責任を持って進めていく必要があると考えております。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） ちょっと念押しをさせてください。じゃあ、このフローチャートにあるコーディネートというのは町も関わりますよということですね。副町長、いいですか。町が関わってやりますよと。これではじめて責任が取れる。連携支援では責任はないんですよ。あんたが

悪いんよと言って終わっちゃうんですから。そこをはっきりしていただきたいと思います。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えをさせていただきます。藤井委員ご指摘の肝要と言いますか、肝どころとしてこの観光振興については振興計画の図式に示すように、単なるアウトソーシングであることであってはならないと。そのようなところが大きいと思っています。そのうえで、この連携支援という形でありますけれども、責任はどこにあるのかというところもご指摘をいただきました。直接的な行動についてはその行動者に責任がありますけれども、この方針を完徹していく部分につきましては、この観光振興計画については町が策定をしてきている部分であります。その計画を完徹していくという責任は町に、これは関わってくる部分でありますし、その計画が進捗していくことをしっかりと一体となってやっていくことは計画を定めた町の責務であると認識しております。図式について事及ばない形になっているところはございますけれども、コーディネートの中に町もしっかりと担当者も入って、意識共有と、これから関わってまいりますインバウンド等もございませけれども、しっかりとそこに務めていく。担当課は観光協会と一体となって進めていくという姿勢に変わりはなく、計画の進捗については町がしっかりとその進捗管理と実現に向けて責務を負っていくということを確認して進めてまいりたいと存じます。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） 要望だけさせていただきたいと思います。町の中で好循環を生むには交流人口、ここを頼るしかない。となったら、観光行政が最優先課題、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。観光、とかく外向きな視線になりがちでございませけれども、町の中であっても町民の皆様方も町内の各施設を利活用いただいたり、そしてその利活用の感想、その印象というものがまたしっかりと外へ出ていくように、内外をしっかりと循環させていただくその体制、その姿をしっかりと務めてまいりたいと存

じます。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。高橋委員。

○1番（高橋公時） 同じところで私も、切り口は違うんですけども、世羅町観光協会補助金、内訳のほうは先ほど課長より聞きましたけれども、令和6年度、令和5年度予算に比べて440万円ほどアップ。中身を聞かせていただきましたら先ほどのインバウンドにかかるものが250万円だと。そのほかにも今回全協でお聞かせいただくなかには観光協会を通じた営業コンテンツが結構さまざまにありました。そういった部分が今回の観光協会補助金のアップ分につながったのか。令和4年度の決算を見ますと2700万程度になっておりますので、その推移と比べたら6年度同じくらいであります。インバウンドの攻めも、インバウンド推進補助事業、これも5年度の100万円から370万円と大きく、町長の答弁にもあったようにインバウンドは力を入れていくと。皆さんもニュース等で観ていると思いますけれども、宿泊施設が6倍になった、5倍になった、倍になったとか、すごくほかの地域ではインバウンド効果というものがもろに現れてきております。世羅町も宿泊が弱いんですけども、観光誘客ということで、インバウンドの力というものをお金にかえていくという方針を早急にとって進めていっていただきたいと思いますので、このインバウンド推進事業にかかるお金のアップ分の使途と、観光協会の補助金のアップ分の考え方、この2点について伺います。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） まず世羅町観光協会の補助金の増額につきましては、主なものは先ほどもう高橋委員ご指摘いただきましたインバウンド事業を中心に行っていただくものが増額になっております。またそれに併せましてインバウンド推進事業補助金でございますが、これの増額につきましても、今のコロナ禍を過ぎて全国的にもインバウンドが戻りつつあるなかで、世羅町のほうとしてもそれへしっかり取り組んでいきたいということで事業化したものでございます。

具体的に言いますと、まず観光庁の補助事業を取り組みたいという要望もございますので、そちらのほうへ補助金を出す形で準備しております。こちらが約320万。それからインバウンドの対策事業といたしまし

て、パンフレットの多言語化をするなり、店の看板等多言語化、そういったような事業に50万。それから観光協会のほうへは宿泊推進事業ということで先ほどの増額の中に入っておりますが、そういった形で町といたしましてもインバウンドにつきましては今年度からではございますが、6年度更にチャンス之年と考えておりますので進めてまいりたいと思います。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） 観光協会には非常に期待をして進めていただきたいと思いますけれども、ひとつ前のページに戻りまして、土地賃借料229万5000円、例年はこの金額が385万3000円ということで、これは決算資料にのってます財産のところで見ただけでいただいたらわかるんですが、今回予算ですので、その資料持ち合わせてないと思いますけれども、何回も言ってます、これ温泉施設228万円と寺町、田打にあります看板案内12600円と2400円の合計が229万5000円であります。今回大きく155万8000円がはずれているのは道の駅の駐車料金、これを町が払うのではなく、観光協会のほうでそのなかでやるようにと。これは議会のほうからもそのように申し述べたところで、町もそのように動いていただいたところだと思います。

今回この228万円、ここも再三言ってますように、もう何年も経っております。旧町時代の約束かもしれないけれども、これ観光に関する誘致ということでこのような締結になっているのかもしれないけれども、先ほど来ありました今高野山を取り巻く環境の中でこういった契約のものが多すぎます。ですから精査してってください。先ほども土地の件、駐車場の件もありました。ここも旧町時代の遺産と言いますか、訳わからなくなっております。今回のここも観光施設、せら温泉の駐車場を安楽院さんから借りているということだと思いますけれども、当時の約束で旧甲山町が間に入って、地権者からお金をもらい、そのお金をそのまま横流しのような格好で安楽院さんに納めると。その保証という感じで甲山町が入られていたと。これが続いて何十年も、副町長もご存じだと思いますけれども、もういいかげんここは中通しやめられて直接双方のやり取りにされてはと思いますけれども、お考えをお伺いいたし

ます。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 先ほどご指摘ありましたせら温泉関係の駐車場ですね。こちらにつきましては、委員ご指摘いただいたとおりでございます。旧甲山町時代からの流れの中で町が間に入って進めてきたものを、その形が今、残って契約した形で進んでおります。これにつきましては旧甲山町時代からのいろんな約束だったり流れだったりということがあるということをご指摘いただいたとおりでありますので、担当課としてすぐこうしようとは言えませんが、総体的に考えますと、全体的に見たときにご指摘いただきましたように、整理できるところは整理していく必要があると私は思っております。そこにつきましては、ただ今申しましたように、私がそうしていきますということにはなりませんので、今までの流れもよく確認しながら、また内部でもしっかりもう一度協議をして、そういったところ整理できるものなのかどうかも含めて、しっかりもう一度精査して、できるものはしっかり整理していきたいというふうには私自身は思っております。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） 課長の献身的な前向きな取組には非常に期待をしておりますので、副町長ともどもそういったところの精査もしていただきたいと思います。

併せて 155 ページの魅力ある観光地づくり補助金、これは観光事業者への補助金ということですかね。詳細をお伺いたします。

観光客等移動円滑化事業補助金 50 万組まれております。この 2 件について内容ともにお尋ねいたします。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） まず最初に私から高橋委員よりご指摘いただきました。重ねていただいたところでございますけれども、この契約につきましては、平成が始まった、また昭和からの長い歴史等々の中で、この分野に関わらず、いわゆる権利保障を仲立ちするような形のものがまだ残っておるところでございます。他課にもそういった案件もあるわけでございますので、相手方としっかり調整をとりながら解消に努めてまい

りたいと存じます。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。155 ページ魅力ある観光地づくり事業補助金でございますが、こちらの補助金、6年度に向けて内容を大幅に見直しております。いわゆる観光振興補助金として新たに進めてまいりたいというものでございます。内容的に多くのメニューがございますので、主なもののみ内容的にご説明いたしますが、いわゆる観光イベント等への支援事業といたしまして、基本的には対象者はいろんなメニューがございますが、ほぼ町内の観光関連事業者様がやられたところへ補助していくものでございます。たとえば観光イベント等の支援事業でございますと、いわゆる観光のPRにつながるようなイベントですね、何々まつりとかいうような形で集客が見込めるようなイベントをされる場合に、2分の1の50万円の補助であったり、いわゆる世羅産の農水産物、そういったものを使ってですね、新たな商品を開発される場合の特産品の開発の支援事業、こちらについては2分の1で50万の補助。また夢公園等でイベントされる場合については2分の1、100万円の上限で補助をする。

また修学旅行等のコンテンツ、こちらを推進する場合には、最初始める場合、初期投資がかかってまいりますので、そちらへは2分の1の30万円の補助。失礼いたしました。上限10万円の補助でございました。それから閑散期になかなか集客が見込めないというなかで、そういったときのイベントに対しましては、2分の1上限30万の補助。主にはそういった、まだほかにもメニューございますが、そういった形で民間事業者さんが集客につながる事業をされる場合に補助をしてまいりたいというふうに考えているものでございます。

続きまして、観光客等移動円滑化事業補助金、こちらでございますが、こちらはバス事業者様に対して考えているものでございます。現在、広島空港と世羅町を結ぶ直接のバスの便がございません。こちらをいわゆる観光としましては2次交通として空港からの便がないんじゃないかという非常に大きな課題がございます。まさにこれが先ほどインバウンドの推進をとご指摘いただきましたものにつながってまいると考えており

ますので、是非この便を開設していただきますと、当初の開設にかかる費用に対しまして50万の助成をしまいたいというものでございます。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） これらの先ほど言いました、これらお補助事業に関しましては、事業者の方の声を聞いたうえで、新しい事業も結構あったと思います。それを今回予算化して取組に入れたという、このようなお考えでよろしいのでしょうか。

たとえば修学旅行、僕も7年前くらいに町長に言って、やっと10万くらい付いたんですかね。今の空港利用の件に関しても事業者からそういった声が出ていたと思います。さまざまな事業の積み重ねを今回予算化して、いろいろなところに付けていったと。結構多岐にわたって事業の補助予算が付いていたと思いますので、そういったのは事業者からの声を汲んだうえでの今の提案だったという受取でいいのか、その点だけ確認します。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） その件につきましては、ご指摘いただいたとおりでございます。世羅町としましても今年度計画に基づきましたワーキング会議等も関係事業者さんに集まっていたくなかでいろんな要望なり聞いてまいりました。これは今年度に限らずですね、過去からの要望があったものを声として取り入れて事業化したものでございます。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑ありませんか。高橋委員。

○1番（高橋公時） 185ページでございます。小学校通学バス運行業務、あまり伸びてるのではないんですけど、1億円程度。前回9000万程度で推移していたのは、これはルートとか生徒児童たちの人数と言いますか、そういったことにもよってバス車両等の兼ね合いもあるのかなというのを少し感じるころではありますけれども、令和4年度最終的には9300万程度でありまして、1年、2年変われば生徒数も変わりますので、そういったなかでの1億100万円というアップ分なのか。もしくは先般来言っています清掃事業者に対しても燃料高騰があり、そういったのも加味しているというのはいずれにしてもバス事業者に関しても同じことあります。そういったものも加味をされているのか、まだ加味されてな

いのか。これは単純なルート変更によるもの、乗車人員によるもの、車両によるものの増額分なのかというところでもあります。

土地賃借料、これ世羅小学校駐車場だと思えますけれども、この場所と、どこのことなのか。64万円借り上げている部分をお尋ねいたします。

○委員長（上本 剛） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 185 ページにあります一つ目の質問の通学バス運行業務でございます。令和4年から令和5年、昨年にかけて変わってきた大きな額については、3年契約の更新というところもありまして、業者と連携するなかで、おっしゃっていただきました燃料価格等含めた部分での高騰でございます。令和6年度に向けては2万1000円の増というふうになっておりますが、これにつきましても同様の考えでございます。

土地賃借料につきましては、おっしゃるとおり、世羅小学校のバスの巡回場に使用させていただき、駐車場のところでございますが、具体的な場所については。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 土地賃借料の場所でございますけれども、財産管理等々の関連から私からお答えをさせていただきます。現在、学校用途で、世羅小学校のバスの巡回場、大きな駐車場の一角の中にですね、すべては公有地ではございませんで、その一角の中に民有地がございます。そちらの賃借料を、土地をお借りをさせていただいておりまして、その賃借料にあたるものでございます。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。上羽場委員。

○2番（上羽場幸男） それでは消防費の中からお尋ねいたします。171ページ消防車両の更新かと思いますが、台数、どこへどう配置されるのかということのお尋ね。

そして173ページは広島県総合行政通信網維持管理費負担金、これが結構増額になっておりますけど、どういったものを負担されるのか。なぜこういうふうに大きく800万プラスになったのかということをお尋ねします。

○委員長（上本 剛） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） まず 171 ページ消防車両 3589 万 4000 円でございます。こちらにつきましては、小型動力ポンプ積載車 3 台の購入を予定しております。予定しておりますのは、屯所と言いますと西上原、田打、小国、この 3 か所の更新を予定しております。全部で 49 台の車両ございまして、概ね 20 年経過をしたものについて順次更新を行っているところでございます。

続きまして 173 ページの広島県総合行政通信網維持管理費負担金 880 万 7000 円でございます。これは、広島県全体で運営しております通信設備の更新でございます。これを県内の各市町、それから消防等が使用しておりますので、それぞれ負担金として計上させていただいているもおおんでございます。世羅町としての負担分が 880 万 7000 円でございます。また三原と合同で消防で利用しておりますので、その部分が三原消防設備等負担金の中にも 90 万円余りが県全体の設備更新の費用として含まれているものでございます。

財源といたしましては緊急防災減災の事業債の対象となりますので、起債を財源に更新を行ってまいるのでございます。

▼【上羽場委員：「800 万大きく増えた理由はわかりませんか」】

補足させていただきます。この金額の増額でございますけれども、設備更新に取り組まれるということの負担が大幅な増額の要因でございます。

○委員長（上本 剛） 上羽場委員。

○2 番（上羽場幸男） 土木費の中の住宅費のところでお尋ねをします。167 ページでございます。恐らく住宅の修理か何かだと思っておりますが、工事請負費 4000 万の計上をされておりますけれども、これ町営住宅の関係かと思いますが、ただ町営住宅がどのくらいの入居率があつて、これ必要かどうかということも含めまして、古くなったもの廃止するということも考えていらっしゃるということは以前聞きましたけど、その辺の考え方と併せてお尋ねします。

もうひとつ 153 ページ 商工費の工事請負費 3196 万 6000 円というのが上がっておりますけど、これの内訳をお尋ねをいたします。

○委員長（上本 剛） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 167 ページの住宅費、工事請負費についてお答えをいたします。こちらの工事請負費 4000 万につきましては、井折住宅 4 号棟の長寿命化に伴うものでございまして、外壁塗装のやり替え、それから屋根の防水のやり替え、それから設備の更新によるものでございます。現在、町で管理している住宅については 307 戸ございまして、入居率は約 90%でございます。

町としましては約 90%を目標に入居率のほう確保する。空きにつきましては災害入居であるとか、そういったもののために一部確保しておくといった考えでございます。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 153 ページの工事請負費 3100 万余りでございますが、こちらは観光施設の、町所有の観光施設のいわゆる工事でございますが、内容的に言いますと、八田原グリーンパークのほうではですね、サイクリングセンターがございまして、そちらの周辺道路が一部地盤沈下しておりますので、非常に危険な状態になっておりますのでそちらが約 50 万。

せらにし青少年旅行村のバンガロー、こちらはもう古くて使えないものが 8 棟だったと思います。8 か 9 ありますが、こちらのほう解体をしていく必要があると考えておりますので、これが 1200 万。

それから同じく旅行村の排水、いわゆる普通の雨水ではなくてですね、汚水等の排水が一部不良になって時々漏れ出すような状態もございまして、今は止めているところでございますが、これについては早急に原因を突き止めて改修していく必要がありますので、こちらが約 300 万。

それから同じく旅行村のほうのオートキャンプ場周辺の水路のグレーチングの工事。こちらが 120 万。

それから旅行村でいきますと、旧の受付がございまして、こちら以前使ってました体育館側のほうに建物がございまして、こちらのほうも危険な状態になっておりますので、こちらの解体が 900 万。

あと主なもので言いますと、八田原グリーンパークのほうで、夢つり橋の入口付近に、これも随分使われてないトイレがございまして、こち

らのほうの解体が 200 万というような大きいもので言いますと、そういった工事を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（上本 剛） 上羽場委員。

○2 番（上羽場幸男） 商工費の中の工事請負費は聞いておりますと、ほとんどのところが八田原グリーンパーク、また旅行村というところがありますが、これ指定管理に出していただいて、そこが主体的にやっていただくということで 10 年というようなことも出しておるし、譲渡に向けてという話をどんどんされていたはずです。バンガローに至っては以前、一部修理をしたところがあるのではないかと思うんですが、そこが今度は解体ということになっていく。もう少し譲渡するなら早く譲渡する。こういうところを手をかけずに譲渡するとか、ましてそれで譲渡受けないならやめてしまうというような考え方も必要ではないかと思えます。今、2100 万円程度の解体費用を今、言われたと思うんですが、それって本当に大丈夫ですかね。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。ご指摘いただきましたように、こちらは町の施設の観光施設ということで指定管理に出しております。指定管理の中で軽微な修繕については当然やっていただくようになっておりますのでその辺につきましては当然やっていただいております。こういったような大きい工事になりますと、まず指定管理としてはそれはやっていただくようになってないなかではありますが、それをやっていくことが必要かどうかという点でございますが、担当課として考えておりますのは、まずあることによってそこへお客様が来られたときに危険であるものについては撤去なりしていく必要があるというふうに考えておりますので、そちらについてはできる限りやっていきたいというふうに考えているところでございます。

また、指定管理を譲渡の方向へというご指摘でございますが、これにつきましてはこの観光施設のみならず譲渡の方向というのは担当課としても考え方としては必要というふうに思っているところでございます。

ただし、譲渡する場合の考え方、それから今の指定管理をされている事業者さんの考え方等みたときに、受け取っていただくこうと思えば、あ

る程度整備をする必要があるのではないかと考えております。やはり何でもそうでございますが、極端なことを言いますと、壊れたものはなかなか受け取っていただけないということがあるかと思えます。ですからある程度町で整備する必要があるものについてはある程度整備をするなかで、ご指摘いただきました譲渡に向けて進めていく必要があるのではないかとこのふうには思っているところでございます。勿論今までも答弁いたしました、譲渡については10年間ということではあります、そのなかで早い間にできるように進んでいけば一番いいと思っておりますので、そこはしっかり考えてまいるところでございます。

○委員長（上本 剛） 修理したバンガローは壊すのかという話も。

○商工観光課長（山口 徹） 私の認識の中では修理をいたしましたのは、あそこにはケビンとバンガローがあるんですが、ケビンのほうを使っておりますので、ケビンのほうの修理をしたと。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） これ我々が尋ねなかったらこういう説明はなかったわけですよ。工事請負費、こういったものが隠されておるというんじゃないですけど、大枠に3000万の中に入っておると。そもそも考えてみてください。この事業、指定管理に出していること自体といいますか、切り替えられたことはすばらしいことだと思いますよ。10年間の指定管理を出して1400万円の指定管理料を10年間1億4000万円、これをどこかの時点で切り替えて譲渡して何とかしよう。その間にかかる今の今度は工事請負費にかかる修繕費、これ全部一般財源でしょ。どっかからお金出てくるわけじゃない。すごい無駄になっていると思いませんか。今バンガローとロッジのこと言われてましたけど、前回も言いました。500万かけて直しました。体育館どうですか。体育館も直します。今回も解体します。それは指定管理にしているから仕方ないですとってお金をどんどん旅行村と八田原グリーンパークにつぎ込んで、挙句の果て最後にどうするかという、譲渡しますでしょ。これ一番無駄じゃないですか。そりゃ仕方ないです。指定管理に出して契約しているんですからと。こんなことをしておる暇があれば、財政課長、130億の予算、ほかの必要な予算、皆さん削られて、今回予算審査で削られてきた。一番に削らな

いといけないのはここでしょう。全く今回この提案に関して、常から言ってます指定管理の場所、一番負の財産になってますよ。利益は生まない。しかしながら運営はしていかなければいけない。多額の町民の税金を費やす。この考え。町長でも副町長でもいいです。どういう考えなのか。これからどのようにこれらを進めていこうと考えているのか。修繕と譲渡と考え、先々の考え、ここを1回話してください。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりご答弁させていただきます。高橋委員からご指摘いただき、また担当課長より答弁を差し上げたところでございます。

この工事請負費、今回の提案をさせていただいている内容でございますけれども、まずは補足答弁が担当課長からありましたが、現在まで修繕したところについての解体というのはございません。またこのバンガローにつきましてはもう使用の性能に絶えないところにつきまして、担当課の聞き取りの中で直してほしいという要望もありましたけれども、そこについては直して長寿命化を図るということではなくて、使用に耐えないものは除却をするという形での工事の実施でございます。

いわゆるまたロープをはって来られた方が近寄れなくしているゾーンもでございます。これは旅行村で言いますと、町道世羅中央線から入る部分での旧の受付場所が廃墟として残っていたというようなところがあるわけでございます。いずれにしましても長寿命化を図る要望があった部分についてはこれ以上修繕をしてその寿命を延ばすということではなくて、使用用途が芳しくないのであれば、除却をしてその部分については処分をするという形に考えをこちらからも示して、その実施を図るところでもございます。

なお、内容によりましては、建物のなかで避難通路と指定されているところの階段が木製で朽ち落ちていたり、そういったところの修繕もこの中にも入っております。ご指摘いただきますように、10年間の中でやみくもに修繕費をかけるということは考えておりません。要請があったとしても修繕、また長寿命化とその10年の中です。というよりも除却したほうが望ましいというものについては除却を選択をして、ま

たこのバンガローについては、多くの老朽化した隙間から野生生物が入ってその住処になっているという、その利用者の住環境をおびやかすような状況もございます。建物、施設の利活用を全体的に見るなかでこの建物は修繕でなく除却したほうが望ましいという形でその施設のあり方を建物所有者としての修繕ではなく解体を選んだという形での工事請負のこのたびの提案となっております。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） 副町長の答弁は今後の指定管理の八田原グリーンパークにしても、旅行村にしても世羅町が請け負っていくんだというもとの答弁であります。そうじゃないんじゃないんですか、もう。担当課長もおっしゃってます。町長もおっしゃってます。今後は譲渡に向けた働きかけを進めながら修繕に向かっているんじゃないんですか。ちょっと答弁が違うと思いますよ。それは、いやいや指定管理はこれからも続けますよ、悪くなったところは直しますよ。引き続きやっていきますよ。そうじゃないじゃないですか。百歩譲ってこの工事請負にしても、これからの今、受けいただいている者がございますよね。そこに譲渡に向けての布石であり、その者がそこを使って譲渡を受けれる、直っていれば譲渡受けますよというところに対しての修繕になっていっているんじゃないんですか、今。その考え方。まだいやいや世羅町はまだやるとお思いなんですか。今のご答弁であれば世羅町がやっていくような答弁でありますよ。ちょっと矛盾があると思います。どうしたいのかがわかりません。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より続けて答弁をさせていただきます。私の答弁がこの修繕を選択すべきか、解体を選択すべきかという答弁に縮まっておりますので、その部分での答弁の不足、表現の不足があった部分についてはお詫びをさせていただきます。ご指摘いただきますように、修繕をしつつ保全した状態でやはり譲渡を進めていくのはご指摘のとおりでありますし、その気持ちは勿論持っております。そのなかでこの修繕に耐えない状態になっているものについては、解体をして、その譲渡に対しての障壁にならないように行うということでの今回の提案にな

ってございます。単年度のみ説明に終始をいたしましたので、長期的な答弁を踏まえておりませんでした。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） この譲渡に向けてのさまざまな整備、ここは慎重に町は考えて何でもかんでも言いなりで全部やるのではなくて、そこら辺はきっちり相手方とお話しをして進めてください。でないと吐き出しすぎですよ、お金を。お願いします。

○委員長（上本 剛） 町長。

○町長（奥田正和） 指定管理については、前も申し上げましたように将来的な町の財産はできる限り縮小していく意味においても譲渡に向けての協議を進めてまいります。今回担当課から言いましたように、安全面でかなりいけないのではないかと。営業続けていただくになっても、また利用者の点からも景観の悪いものをそのまま放っておくわけにもいけませんし、利活用のないものは早くスリムにしたほうがよいと。そのほうが譲渡に向けても進みやすいと思います。すべてのことをすべてやるというわけではなくてですね、それぞれ事業者において新規事業は投資をされて、10年だから投資ができるというようなことも言われて、さまざまにやっていただいています。町としてはその施設を活用がないものについてはスリムにしていこうということで今回除却に至っているわけでございます。すべての施設とは協議をまず進めていかなくはいけませんけれども、町としてはそういう財産的なものは町もスリムになっていこうという考え方でございます。

○委員長（上本 剛） 上羽場委員。

○2番（上羽場幸男） 今の譲渡の部分についての考え方なんですけども、私、譲渡いいと思うんですが、ただ譲渡を受けてもらうためにこうしないといけない、ああしないといけないという考え方というのは、私は町民にとっての利益にはならないと思うんですね。譲渡するものはどうでしょう、町にとって有益な形での譲渡というのは望ましいんですけど、そうでない厄介者を早く出してしまおうという譲渡の仕方、譲渡でなくてそれなら閉鎖でもいいわけですよ。全く何も手を掛けない、お金もかけない。やめてしまおうという考え方も、そりゃ、旅行村に限ったことで

はありませんけど、すべてのものでそういう考え方もしていけないといけな
ないと思います。譲渡を受けてもらうためにあれもつけます、これも
つけますというような、こちらが受け身の形でやっていく問題ではない
のではないかなと思うので、その辺の考え方というのはきれいにしてい
ただいて進めないといけないのではないかなと私は強く思ってます。

○委員長（上本 剛） 町長。

○町長（奥田正和） 先ほどから申し上げておりますように、あれもこ
れもやっているわけじゃなくて、除却して安全面をきちっとしようとい
う今回の考え方でございますから、譲渡に向けてというよりも、指定管
理で町がお願いしている以上、その施設の安全面については町が考えな
くはなりません。これは契約上、安価なものについては事業者におい
て行っていただいておりますけれども、今回のような費用かかる面につい
ては、町の施設として除却を行っていくということなんです。これは譲渡に
向けてやっているという考え方ではございません。ただ譲渡を受けてく
れるかどうかというのは、事業者の今後の経営のある程度マネーメン
トされていきます。そのなかでそこにおいて者としてしっかり利益活動
でございますので、町の宝でもございますけれども、やはり者として受
けて有益なものかどうかを判断されると思います。そうなるためには、
世羅町の観光施設がより良いというイメージアップも必要でございます。
いかに言っても使うのにはどうかと思うような施設が立ち並んでいる
ようではなかなかいけないかなと思います。今後譲渡に向けてという
協議は行いますけれども、施設管理という観点からいうとですね、やは
り今回、必要のないものは除却してしまおうという考え方、安全面を重
視しております。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） 先ほどの続きになるんですけど、指定管理期間を
10年の延ばしました。この10年延ばしたのに我々が賛成したのは、10
年の期間で民間が投資できると。物的にも人的にも投資できる。施設を
利用することによって得る利益をちゃんと返してくださいよと。こうい
う意味で10年なんですよ。危ないところを全部除却して、最後譲渡しま
す。そんなものいらんんですよ。今ある施設をどう管理するかといったと

きに民間活力を使いましょうと。民間も投資しやすいように10年にしましょうと。こういう考えなんですよ。悪いところは直す、危険だから取りますと全部やっていたら、閉鎖したほうが早いんですよ。もうここはいらない。指定管理料を湯水のごとくどんどんどんどん払うのでなしに、民間の力を借りましょうということで今回やったんです。譲渡は考えてはないと言われるけど、除却して行って最後に更地になったら受け取りましょうと。これは町の財産ですから、簡単にそういった処分の考え方であっては困るんです。

まずは指定管理者の民間活力を使おうと。そこをやってなおかついけなかったら、閉鎖するか続けるかという議論があっただけなんですよ。今回の予算で、はい、わかりました、じゃあ、通しましょうと。そういうわけにいかない。もう少しこの予算は議論して、旅行村、八田原グリーンパーク、いずれもこの施設をどうするかという長期的展望を議会と一緒に考えていかないと、このままやりました、やりました、これじゃあ、済まないと思います。せつかく10年に延ばした民活の方法を何もせずに潰していったんではいけないと思うんです。

○委員長（上本 剛） 町長。

○町長（奥田正和） 少し考え方が、私の言ったことが掌握いただいてないのかもしれませんが、この10年間にしたことによって投資はすると事業者は言っておられますし、町もその考え方です。それを敢えて何でも直したり、きれいにしたりというように捉えておられるんだと思うんですけれども、町は町の施設の安全面を考えて、その事業者のためにやっているんじゃないんです。利用者のための安全面を考えているということでやっております。事業者は事業者でほかに投資をいっぱいしようとされてます。10年間というスパンを議会で認めていただいた以上はそのなかでどうにか町のいいものに仕上げていこうと努力をいただいております。それに補助金を出すとかいう形でなくて、全般的な観光振興の中の一部、そういった指定管理施設を有効に活用しながら事業者も運営していただきたいということです。今回の考え方は何度も申し上げますけれども、町の施設の中で安全面を考慮した形での除却をすることでございますので、将来的スパンについてはいろいろ議会とも

議論しながら、いつの時点がよいのか、譲渡という部分についてはいろいろと事業者とこの期間の間はしてまいります。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） お伝えしておきます。いくら正論を吐かれても、湯水のごとくお金が出ていっているのは事実でございます。これはご理解いただけますか。正論を言ってもだめです、それは。お金が実際出ますから、こういった無駄使いをするなという議会からのメッセージが届きませんか。噛み合ってません。それに対して町長は直すべき必要のところだからやる。そうじゃない。そうだったら噛み合わないですよ。無駄なお金を使うなど。議会から言っているのに対して、その答弁は町長のほうがご理解できてないですよ。じゃあ今やっているこうした修繕、こうした運営というものは適切だと思われてやっているのか、この点だけ町長、お伺いします。

○委員長（上本 剛） 町長。

○町長（奥田正和） 何度も申し上げます。今回湯水のごとく使うというよりも、これまでも利用者の安全面を今回は重視した形でやってございます。修繕という形でなしに、今回除却ということ。道路等において陥没があった場合は早めにやっておかないと今度は損害賠償のほうに関わってまいります。そうならないように、町としてもしっかりその施設管理を共に事業者とやっているという状況です。湯水のごとく使うというよりは、この町の施設を指定管理で行っていただいている以上、これ直営でやるとももっともっとかなり経費もかかってまいります。委員おっしゃられるように閉めるのが一番いいのかもしれない。ただ閉める施設ではないというふうに町のそういった観光施設、利用者も喜んでいただいている施設という認識の中でやってございますので、いつまでもそういった投資をする意味ではなくて、今回、安全面でございます。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） 堂々巡りになるんですけども、これまで施設にかけた修繕費、そしてその施設が売上げた利益、こうしたものを今度専門の委員会で取り上げていただきまして、町長もしっかり見てください。その内容を。それが我々が言っている湯水のごとくお金を投げてい

るといふことにつながるのか、つながらぬのか。実績を持って判断していただきたいと思ふますのでこのことについてはこれ以上言いません。ちゃんと数字を見てどうなっているのか判断してください。

○委員長（上本 剛） 町長。

○町長（奥田正和） そういうふうには私どももさせていただきます。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） 引き続きお伺いします。指定管理が始まって2年目くらいですかね。安全面という言葉で施設をですね、解体していったら全部更地になりますよ。危なかったらそこを閉鎖するんですよ。使わない。そうやって10年という期間が経ったときにどうするかというのが必要なんです。民間の力を自分の儲けがあるところはやっていますよ、儲けがないところはやりません。じゃあ、町が解体しましょう。そのほうが安全ですから。こんな理論でやられたんじゃ、いくら税金があっても足りませんよ。理解してないんじゃないんですよ。町長考えなさいよ。全部税金なんです。旅行村を閉じるよりは費用対効果として少しでも修理して安全なほうがいいと言われるんですけど、あまりにも投資が大きすぎるから、ちょっとブレーキをかけなさいよと言っている。じゃあブレーキが何になるかと言ったときに、指定管理期間延ばして民間の力を借りましょうと。借りる前から壊そう壊そうばかりじゃいけないでしょう。使えないところは閉鎖して、できるだけ経費をかけずに施設を期間を延ばしていこうと。利用期間を延ばしていこうと。できないところは止めておけばいいんですよ。こういった経費を最小限にとどめて、指定管理効果を上げるという努力をまずはしてくださいよ。それがなしに、危ない危ない危ないと言ったらみな解体ですよ。体育館もそのうちなんぼ鉄骨造と言っても解体になる。入口の管理棟も経年劣化で50年経ったら壊してしまうことになるんです。その間どうやっていくかと言ったときに、指定管理で管理者を定めて民間活力を使いましょうという、こういう理論で進めているはずなんです。安全という言葉を使ったらなんとなく皆さん納得するじゃろうと思うわけですけど、そうじゃないんです。いかに経費を安くやりましょうかという根本精神に立ち戻らないと、この指定管理は生きませんよ。

○委員長（上本 剛） 町長。

○町長（奥田正和） 今回除却すると言った部分は将来的に負担をかけるないようにしようということです。修繕をして、長く使おうという場所ではないから、できるだけそれを早く処分してしまったほうが、将来的に改修等もしなくて済みますよ。利用しないのであれば、何もしない。ただ老朽化した部分の必要ない部分は今回除却させてくださいというお願いでございます。安全と申し上げましたけど、やはりその施設として活用するにここは除却した方がよいという決断のもとでこういうふうに、ただ年数が経つたびにですね、委員おっしゃられるように、どれもこれも解体、解体となっていくようなことにならないように維持管理をきちっとしていただくのが指定管理者だろうと思います。そこの観点はしっかり持って今回についてはある程度もう古すぎるというところでの決断でございますのでご理解いただきたい。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） まだ理解しがたい部分がある。要は指定管理始まって2年なんです。なんで次々次々解体するんですか。危ない施設は閉鎖するんですよ、まず。閉鎖して、10年というスパンの中で処理していくという、これが理想なんです。なんで始まって2年目で3000万もの金かけて壊すんですか。危ない危ない、そうじゃない。まずは民間の力がどこまで出るか、これをみなきゃいけないでしょ。そこから始まるんですよ。もっとね、長期的なスパンの管理契約になっているんですから、長期的スパンでみなきゃいけない。解体が悪いと言っているんじゃないんですよ。なんですぐ指定管理が始まって民間の力をどう使うかというときにもう解体しましょうではいけませんよと言ってるんですよ。

○委員長（上本 剛） 町長。

○町長（奥田正和） 詳細については、指定管理を受けていただく者の前からですね、利用がないという施設について今回除却するという形になってございまして、以前の管理者の方、もうかなり前からですけども、要望がございました。ここも直せ、ここも直せというのがあったんです。それを止めていた状況でございます。ですからそういったもう以前から使われてないものを今回除却をさせてくださいというお願いでござ

いまして、今後において、今活用していただいているものについてはやはりその者においてしっかり活用できるように自社で整えていただけるものと思っておりますので、ご理解いただきたい。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） すみません、理解がなかなかできないもんですから再々聞くんですが、繰り返しになりますけど、要は指定管理が2年始まってその建物が従前から危ないですよという部分があったとします。しかし新たに指定管理者を公募したわけですよ。それは今、町長が言われるようにその施設をできるだけ使っていただきたいと、広く使っていただきたいと、こういう思いで、指定管理を募集した。手を挙げたところがある。それは当然陳腐化した部分も含めて指定管理をお願いしているわけなんです。そこを自者でね、修復して、再度利用しなさいという部分じゃないんですよ。そういう壊れたところも承知で指定管理を受けてやるわけなんです。となつて、受けた者が危ないですよと言ったらそこはとりあえずは閉鎖なんです。せつかく新たな管理者が旅行村を活性化しようと言って、10年の契約をしてくださったんですよ。その力をもう少し見ましようよ。始まってすぐ危ない、危ないと言って壊したら、前から危なかったんですよ。それは承知で指定管理の契約を結ばれているわけですから、じゃあ、どのようにそこの施設を閉鎖しても周りの施設を利活用でどう変わっていくかと。こういったエネルギーを民間からいただいて管理しましょうという考えですから、前からあったから、これは壊す予定だったからと、そうじゃない。いったんは指定管理契約を結んで、新たな10年という契約をスタートさせたわけですから、なぜ2年目でもう壊さないといけないんですか。壊れるもんじゃったんですよ、最初から。使わないものだったんです。それも承知で契約しているわけですから、除却する必要ないんです。そのまま閉鎖しておけばいいんです、その施設を。わかりますでしょうか。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 藤井委員からのご質疑に私よりお答えさせていただきます。

答弁、またご質疑もいただくなかでですね、この指定管理期間、指定

管理の新たな受託者を公募するにあたって、その時点からですね、どちらかというと、解体で今、ご提案を差し上げている個所については遊休化をしておったところがございます。ご指摘いただきますように、その部分については、いわゆる指定管理区域から除外をして閉鎖した形で指定管理者を募集するという方法も今となつてはあった部分があるかと思ひますし、その部分の適切な管理、いわゆる閉鎖管理も含めての現状有姿の指定管理委託という部分をご指摘をいただいているのではなからうかと思ふところでもございます。

新たな指定管理受託者が定まり、自主事業で現在、いわゆるメンテナンスのコースであるとか、またアウトショップ、いわゆるファストフードの店舗であるとか、新たなところへはおっしゃっていただきますように民間活力投入をいただいております。これまでを振り返るなかでやはり認識するところでは、この指定管理施設の老朽化、陳腐化そのものが、施設管理を行う所有者の私どもがきちんと把握できていなかったところもあると認識をしています。この指定管理期間が始まったなかで総点検を今更ながらではあります、担当課で行うなかで、今回この主たる部分のバンガローの解体箇所につきましては、その施設の中央部からオートキャンプ場へ延びる一帯にかけて点在をする、なかなか使用に耐えない状況になってございます。多くの新しい分野に自主事業として取り組んでいただいているなかで、この現状有姿の把握ができていなかった部分もやはり町としては、これは今までの至らなかつた部分があると認識をしています。この状況を見るなかで現状の指定管理者が行うこれからの投資に向けて、この観光、また利用者の減少を引き起こす要素を排除したいというところでの総点検を行ったうえでの利用料収入等も改正はいたしましたけれども、全般見直しの中のこの2年度目での展開となつてまいります。ご指摘いただきますように、この後につきましてしっかりと民間活力を引き出す、今我々ができないところへ自主事業として投資をいただくということは勿論これは進めて要請をしていきますとともに、本来の指定管理者提案がなされたときの自主事業を貫徹していただきたいと思ふところでもございます。このたびの取組を、対応を通じまして、更に施設そのものに、これは適切な施設として

皆様方にご来園をいただき、自主事業につながる利益を生んでいただきますように対応してまいりたいと提案を差し上げたところでございます。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。高橋委員。

○1番（高橋公時） 全く理解できないのが、この施設自体もご存じでしょう、皆さんが。1400万円の指定管理料を払って900万円、1000万円の利益しか出てない施設なんですよ。これご存じですよ。指定管理の本分は何ですか。民間活力をもらってその施設を盛り上げていって、そこを発展させるためでしょ。コロナ禍なしでもいいですよ。この10年前でもいいですよ。指定管理料以上の利益が出てますか。何をしていますか。何のために運営しているんですか。教えてください。答えられないじゃないですか。何の目的でやっているのか教えてください。町は。延命している理由。税金垂れ流しても延命している理由を教えてください。

○委員長（上本 剛） 答弁できますか。

▼【高橋委員：「本分を聞いています」】

▼【「休憩したほうがいいのか」】

○委員長 では暫時休憩といたします。

.....

暫時休憩 11時30分

再開 11時33分

.....

○委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで休憩といたします。再開は13時といたします。

.....

休憩 11時33分

再開 13時00分

.....

○委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前高橋委員の質疑に対して執行部の答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは午前中のご質問いただきました

ことに対しまして答弁をさせていただきたいと思えます。

旅行村が必要な目的といったご質問いただきました。旅行村につきましては西の観光施設として、付近では花観光の花夢の里等もあるなかで、連携した重要な観光施設というふうに考えておるところでございます。コロナ禍であってもアウトドアの人気等もあるなかでキャンプ等の宿泊、それからアウトドアの体験等もできる施設として進んでおりますので、そういったところを考えると集客を求めることができる重要な施設というふうに考えているところでございます。西の玄関口の観光施設として必要な施設であるというふうに捉えているところでございます。

また午前中の各委員からの質疑の中で今回の旅行村の解体工事につきまして多くのご指摘をいただいたところでございます。休憩の間に執行部の内部のほうで協議をさせていただきました。この旅行村の解体工事につきましては、安全面の対策等も含めて改めて指定管理者と再度協議をしてですね、今後の状況につきましては議会のほうへ報告したうえで進めてまいりたいということでございます。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） 今のご回答の内容を再度お伺いしますと、執行しないと、解体に関しては執行しないと。議会へちゃんと説明したうえでの執行になるということで、勝手なことはしないという解釈でよろしいんでしょうか。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私からご答弁を差し上げます。高橋委員からご質問をいただきましたこの後の進め方でございます。各委員からご指摘いただきましたこと、受託事業者とまずはこの解体にすぐ速やかに移るということではなくして、この後の扱いについてどちら側が行っていくのか。まずは現状をしっかりと協議をして、この実施にあたってはその協議を踏まえまして、その後にご説明、お諮りしたうえで行ってまいりたいと、そのように考えております。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） 私からもですね、先ほどの説明の中の確認をさせていただきたいと思えます。我々が修繕料の支出にあたって、予算につ

いて、別に西の玄関を削ろうと、こういった趣旨の発言は一切してないんです。冒頭、西の玄関として貴重な観光施設と、これを最初から最後まで言っているんですよ。ここを否定した覚えは一切ないんです。そこをしっかりと認識していただきたいと。従前から壊れていたというのは失礼なんですけど、修繕が必要だと言いながらそうは言っても施設をしっかりと使おうということで頑張ってきてきた。だから新しい指定管理者におかれても西の玄関としてしっかりとやってほしいと。ただし、修繕、修繕というのはね、要は指定管理料に上乘せしたような、町の貴重な財源を支出するのはちょっと控えてくださいと、こういった意味で言っているんですから、西の玄関を否定してないと。ここだけは念を押しておきます。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。私どもといたしましても藤井委員からですね、先ほど担当課長が申し述べました目的、この施設のあり方についてですね、そのようにお受けしたところではございません。西方地域からの重要なお客様を迎える、体験をいただくひとつの要の施設としておっしゃっていただけたところは私どもと同一でございます。やはりご指摘いただきますように、指定管理費に取り立てて、またそこに加算するとか、そういった考え方ではなくして、今までも指定管理を募集したときの現状有姿という状況をつぶさにきちんととらまえて、この後の協議をお互いに行って、こういった形でこの老朽化を対応していくのか。しっかりと協議をし、方向性を定めたいうえでお伺いをし、進めてまいりたいと存じます。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。高橋委員。

○1番（高橋公時） 消防費についてお伺いします。消防団のほうに制服の採寸等の問い合わせが入ってきておりまして、これが新年度予算のどこに組み込まれているかわかりませんが、今年度の出初め式の時に入団員の方が新しい服を着ていらっしゃって、全支給になるのかと言う感じで思っていたら新入団員に対して新しい服の変更をしていくというのを聞いたものでありましたが、全体的に向けて購入に入ったのかなど。予算がどこに入っているのかと、今貸与している服がもう何十年経つか

わかりませんが、こういった感じでの変更になるのかと、予算組がどこにされているのかと、変える理由と、それをお尋ねいたします。

○委員長（上本 剛） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。消防費でございます。予算書申しますと、169 ページ 1 目非常備消防費の需用費の中の消耗品費 1176 万 5000 円の内、1083 万 7000 円を消防団の活動服の費用として計上させていただいているところでございます。内訳といたしましては 600 着の予算計上をさせていただいております。全団員でございます。ご質問の中に触れていただきましたけれども、令和 6 年の出初め式において新入団員のみ先行して導入をいたしております。それと申しますのも、現行の活動服の調達が困難という状況になってございまして、導入の時期は手元にはないんですけれども、新しく調達ができないようになっておりますので、新しい規格に沿った団員の活動服を準備させていただくということでございます。消防団におかれては、誠に申し訳ないんですが、一斉に更新という形が取れなかったわけでございますが、このたび令和 6 年度において全団員の調達を予定しているところでございます。恐らく 20 年は経っております。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。高橋委員。

○1 番（高橋公時） 191 ページ 教育委員会のほうでお伺いします。これはいつも私が聞いております海外研修の件でございます。5 年度より予算が 70 万円落ちていると、このように目算しております。5 年度教育長も行かれたわけでございますけれども、予算減ということは人数減につながるのかなと。例年 8 名を対象に職員 2 名が行っておったという経緯からこのたび募集もなかったということで 6 名の生徒が行かれたと。引率 2 という計算で、そこに沿った形での予算提案かなということで思っておるんですが、できましたら 8 名、従前のおり行っていたような予算をお組みいただきたいとは思っておったんですけれども、昨今のお金の事情もございまして、昨年なんかはかなり例年より高くなっていて、保護者も手が挙がらないくらいの金額になっておったと思っておりますので、その辺も踏まえて逆にそしたら、是非これは私も推奨している事業のひとつでございますので、せっかくの生徒の方々にどん

どん広めていっていただきたい。また受けていただきたい内容だと思えますので予算削らずにやっていただけたらなという思いがあります。

それとコロナ禍明けて3年、4年ぶりの開催であって、3年生を対象でなかった、これまでは2学年を対象であったものを3学年対象ということで実施された。今後の計画としては、ここで一気に下げたら不公平感があるかなということもありますので、どういった考えで進められていくのか、お尋ねいたします。

○委員長（上本 剛） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それではまず 191 ページの世羅町中学生海外研修補助金についてご説明させていただきます。

高橋委員おっしゃるとおり、昨年度と比べて生徒数の数でいきますと8名から6名ということで予算計上させていただきました。金額といたしましては63万7000円の減というふうになっております。このたび3年ぶりに行かせていただいて、教育長等含めて引率をしていただきましたが、そのなかで予算を削ってという意味ではなくて、実際6人で生徒を引率したなかで、一番やはり効果があつのは過去の先輩方がプログラムされた5つのプログラム、たとえばホームステイ、県人会、ニウバレーミドルスクールの体験入学、大学生に案内してもらうABCプログラム、そういったものが8名というより6名という状態で、2人、2人、2人というふうなグループ分けをしたときに一番研修としての効果が高いという判断をして、単に減額をしたわけではなく、6人がベストという考えのもとこのたびは計上させていただきました。

またもう1点ございましたが、対象の生徒が中学校2年生から3年生に変えた経緯でございますが、委員ご承知のようにですね、本来目的が英語での語学力向上と国際感覚というところで、なおかつこのたびは英語資格検定も加味して対象としています。ますますこの英語資格検定というのは国が今、示しております義務教育段階終了後、英検3級相当以上の英語力を有する生徒の割合を50%にしようという指標が示されています。そういったことも踏まえまして、中学校2年生も大事ですが、中学校3年生までにしっかりそういった資格を得たうえでチャレンジしていただきたいという思いと、またそういった海外研修を通して、そうい

った資格の向上に励んでいただきたいということで計画、目的をしているところでございます。

○委員長（上本 剛） ここで答弁の訂正があります。総務課長。

○総務課長（広山幸治） 先ほどの消防団の活動服に関する答弁の中で、現行の活動服の導入時期について20年は経過していると思われるという答弁をさせていただきました。詳しい資料を持っていないなかで私の団員経験の中で答えさせていただいたものでございますが、合併後に導入されたということで、20年は経っていないところでございます。訂正してお詫び申し上げます。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） 課長答弁いただきましたなかに、今回この予算計上というのが町長のこの予算概要の中にもあります国際理解教育推進事業海外交流や英語検定、こういったものだと思いますけれども、181ページに先ほど課長が答弁されました英語検定助成事業というのがございます。これが先ほど言われた英語の3級、3級というのが中学校卒業課程での内容かと思えます。準2、2級とあります。2級が確か、高校卒業の課程であります。この英検の助成金をするにあたって本年度でも資料があればですけど、生徒の内、どの程度、資料があればですけど、準2を持っている、2級を持っている、2級まで言うたらいないかもしれませんけれども、3級を取得したというデータがあればそれも踏まえて。これは是非ね、先ほど課長が言っていたように、高校受験にそこまで影響するかわかりませんが、その先大学受験に向けてはそういった技能試験という英語検定は非常に大きなウェートを占めている。これは全国的に言われておりますので、中学校の教育の中でここを推進していくというのは非常に私は重要なことだと思っておりますので、実績があればお伺いします。

○委員長（上本 剛） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 181ページの英語検定料助成事業に関わってでございますが、高橋委員おっしゃるとおりですね、英語3級のみならず、準2級、2級、それから小学校低学年においても5級、4級を受講している方もいます。ということで、トータルの数でしか申し述べれ

ませんが、令和2年では138名、令和3年130名、令和4年100名、令和5年114名がこの英語資格検定の助成を受けながらチャレンジしてくれています。

一方、検定料の2分の1ということになっておりますので、各級によって補助の差は当然出てきますが、私どものほうで今現在資格を必ず取っているというところの割合でいきますと、準2級の子が2名はまちがいなく取っているというのは把握しております。それ以外の子は概ね3級がほとんどということになります。

○委員長（上本 剛） 他に質疑はありませんか。藤井委員。

○7番（藤井照憲） 151ページをお願いしたいと思います。去年も発言した記憶があるんですけども、地域商品券発行事業、これ今、チケットの紙ベースなんですけれども、これを何とか、電子マネーというか、アプリ利用したものに変えることはできないかというのを提案した覚えがあるんですけども、検討されたかどうかということ、もう1点は、地域商工業者の方の閉店というのが最近目立つような気がするんです。大きなところも閉店されましたし、ガソリンスタンドも閉店されたということも聞いております。なんとか地域内で循環するシステム。大手量販店さんはそれなりに儲けがあるわけですから、地域内の業者さんがしっかり地元で活躍していただけるような方法も考える必要があるのではないかなと思うんですがその辺のお考えをお伺いします。

○委員長（上本 剛） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 151ページ 地域商品券発行事業のほうから、こちらにつきましてご質問いただきましたように、以前そういったご指摘をいただいているというふうには伺っております。これにつきましては、商工会のほうで事業を行っていただいております。商工会と以前、協議はしたということは私も伺っております。その詳細まではこちら持っていないところではございますが、いわゆる両方の意見があるということで、今の時代、ご指摘いただきましたように電子マネーにしていくという意見もあった。ただ一方で高齢者の方もおられるなかで、そしたら出ていかないのではないかなという意見もある。両方の意見があるなかで、そこがうまくじゃあ、すぐこうしていこうということになっ

てないところで止まっているのが現状と伺っております。今の時代でございますので、デジタル化にして職員の事務の省力化にもつながっていくという意見は出ていたと聞いておりますので、来年度においても今、止まっているところについては商工会とも協議をしてみたいと考えているところでございます。

町内の商工業者、そういったところの閉店でございますが、大きい店舗も含めて、見えるところで閉店があるというのは私も認識しているところでございます。商工会とも今の商工業者の動向というところは気になるところで話をしたりもしておりますが、今、2、3あるところは当然ないということではないんですが、そこについてもっと早くからいろいろできたかというとなかなか難しいところがあったんだというところからですね、今後ご指摘いただきましたようにそれが広がって行って、地域の経済が循環しないようなことが起きないように、しっかりそこらへんを見ていかないといけないという話を商工会としてしているところでございますので、なかなか町としては商工会を通じて出している支援事業なり、融資事業ということになるんですが、融資になると当然返すことが必要になりますので、そういったところをいかにそういった閉店ということにならないように支援できるところはコロナ禍が終わって返還が始まる事業者さんもおられるなかで重要な課題と認識して、しっかり協議して考えてまいりたいと思います。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。高橋委員。

○1番（高橋公時） 207 ページアスリートを聞いておきます。6年度予算 120 万円組まれております。令和5年度は 110 万円でありました。わずかですけど、10 万円上がっております。令和4年度はタイミングが合わなかったのか、事業は予定しておったんでしょうけど、66 万円の実績しかございません。令和5年度がどのような状況かわからないなか、実施される、このアスリート補助金というのは非常に使い勝手が難しいように私は思えてならないんですけれども、そうしたところも踏まえて6年度はまた更に昨年を増した計上をされている。ある程度目算あつての計上だと思っておりますけれども、その内容について伺います。

○委員長（上本 剛） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。アスリート育成補助金、使い勝手が悪いということで、要綱の改正でありますとか、そういったところは何回かさせてはいただいているところではあります。令和6年度につきまして昨年度より10万円アップしての予算計上ということを見せていただいておりますのは、令和6年度から本格的にといいますか、現在部活動の地域移行に向けた検討を令和5年度におきましてしてまいりまして、令和6年度には方針案のほうを保護者の皆様等々にお諮りしたうえで移行に向けた準備を更に進めていく予定としております。そういったなかでひとつ課題としておりますのは、指導者をどうするかというところが課題として上がっているということで、逆に言いますと、どうすれば指導者になれるのかというお問い合わせ等々もいただいておりますので、そういったところに逆に言う活用をしていきたいということ踏まえまして10万円を上乗せしての計上とさせていただいたところですよ。

○委員長（上本 剛） 高橋委員。

○1番（高橋公時） 内容につきましてですけど、今の指導者が新しくサッカーないし、バレーでもそうですけど、バスケットでも、資格を指導者としての資格を得ようとするための費用、こういったものもアスリート育成の中に入っているのか。それは別立てであるのか、町としては助成してないのか。その点についてお伺いします。

○委員長（上本 剛） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。アスリート育成補助金は資格取得にかかる費用の助成も含まれております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

無い様でありますので、一般会計歳出、「衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書」について質疑を終わります。

13時25分

続いて、「特別会計」の質疑に入ります。

特別会計は、「国民健康保険事業特別会計」から「介護サービス事業特別会計」までを「一括質疑」にしたいと思います。予算書は、別冊となっています。

質疑はありませんか。矢山委員。

○4番（矢山 武） 最初に国保について、8ページで前年度比、国保税の人数が変わっているのですが、このまますぐいくかどうかは別として3000万円余りの増ということになっておりますが、一般質問でもお尋ねをして一定の答弁をいただいたんですが、新年度の予算の中で考え方についてお尋ねをします。

それから19ページの中で、療養給付費を約10億円というように見込んでおられるわけですが、これらが現在の医療費の動向等から見て、いくらになりますか。1億円ですかね、増ということについてどういう見込みを立てておられるのか。

そのほか伸びの多いものでは高額療養費が約2000万、前年度予算と本年度予算の比較で実際どのようになっているかわかりませんが、これらもこれまで繰り返しお尋ねしてきたところですが、どのような動向にあるのかお尋ねします。

○委員長（上本 剛） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず8ページ国民健康保険税、前年度比で2988万1000円の増、これにつきましては県から示された令和6年度の保険料必要額を計上をいたしております。医療費の上昇分に加え財源となる前期高齢者交付金が、前期高齢者の後期への移行により大きく減額となりました。

また県剰余金の充当も減少しており、これまでにない増額のほうが表示されております。令和6年度からの収納率を反映した保険料率を6年度から目指しておりましたが、この急激な上昇となったことで、県から示された率をそのまま採用ということはなく、市町独自で財源、基金や繰越金を充てて急激な負担増とならないような配慮した税率設定を行っていきたいと考えており、現在は県から示された保険税収納額のほうを計上しておりますが、5月の国保運営協議会のほうに税率をまたお諮りし、税率を決めた後に補正予算で減額等の対応させていただきたいと考えて

おります。

次に 18 ページの保険給付費の療養給付費の増、約 1 億円の前年比で増額となっております。これにつきましては、令和 4 年度の実績がひと月あたり、約 8090 万円、令和 5 年度が約 8550 万円と見込んでおります。令和 6 年度につきましてはひと月あたり約 9000 万円で見込んで予算のほう計上させていただいております。

5 年度につきましては、5 年度の予算 9 億 8800 万ですが、5 年度分も 12 月補正で 3800 万の増額補正をさせていただいておりますので、医療費の状況というのは引き続き高い状況にあるというところでございます。

次に 20 ページの高額療養費につきましても、約 2100 万円の前年度比で増となっておりますが、これにつきましても先ほどの療養給付費のほうが増額をしておりますので、こちらのほうも併せて増額となっております。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。山田委員。

○11 番（山田陸浩） 事業内容とか予算化のことではないんですが、介護保険事業特別会計の 43 ページ、委託料訪問給食サービス事業、これ令和 5 年度当初予算では一般会計のほうだったと思うんです。令和 6 年度では特別会計のほうに組み替えられているんですが、この理由について教えてください。

○委員長（上本 剛） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） それでは 43 ページの委託料の訪問給食サービス事業 493 万 1000 円でございます。委員おっしゃられるとおり、令和 5 年度までは一般会計のほうへ計上させていただいておりました。この事業につきましては、身体的または精神上障害があるために食事の調理が困難な在宅の高齢者に対して事業を実施するものでございます。自立と生活の質を確保し、身体的・精神的な負担の軽減を図るというものでございます。こちらの事業につきましては、介護保険の地域支援事業費の任意事業の中にこの項目がございましたので、令和 6 年度から特別会計介護保険事業のほうへ計上させていただきました。今までは一般財源でやっておりましたので、介護となりますと国費、県費等も該当になりますので、令和 6 年度よりこちらのほうへ計上させていただきました。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。矢山委員。

○4番（矢山 武） 国保について29ページの間ドック事業2000万余りですが、これらがどういう傾向にあって新年度でどのような取組、対象者がどの程度おられて、どのような取組かお尋ねいたします。

○委員長（上本 剛） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。国保の29ページの間ドック業務の委託についてでございます。対象者は30歳から74歳の国保被保険者の方で健康に関する意識の高揚を図るということと疾病の早期発見、早期治療により健康寿命の延伸を図るために実施をするものでございます。予算では620人分を計上させていただいております。実際の受診者数につきましては、令和3年度が494人、令和4年度が526人、令和5年度が522人、まだ実施中でございますので見込みになりますが、そういった状況でございます。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） 後期高齢者もただいまの質問と同じように、何点かお尋ねしたいと思うんですが、特にどの保険も上昇をずっと続けておるわけですが、広域連合への納付金、6ページですか、4800万円等についてどのような見通しを持っておられるのか。歳入の部分でも後期高齢者医療保険料が年寄りの皆さんの負担と関わりがあるのではないかと思うんですが、3000万円増えるという点で、主にどのような積算によってこういう状況になっておるのか。

それぞれ給付というか、これに基づいて、支払っていくほうになるんですかね。保険料納付金、医療費納付金等、14ページのそれぞれも相当増額になっておるのではないかと思うんですが、以上の点についてお尋ねします。

○委員長（上本 剛） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。8ページの後期高齢者医療保険料の約3000万円の増額、これについてでございます。保険料率、被保険者数などから年間保険料と軽減額のほうが広域連合により算出をされ、それによって令和5年度の当初と比較し、約3000万円が増額となっております。この保険料率につきましては、広域連合で、2年ご

とに料率のほうが決まっております。令和6年度、令和7年度が広域連合のほうで決定したばかりでございます。この決定により令和4年度、令和5年度の保険料率から一人あたり1万3353円の増加という数字が出ております。この増加に伴い、14ページ、15ページでございます広域連合への保険料納付金のほうも3000万円増額となっております。3目の医療費納付金1300万円の増額につきましても国保と同じようにひとりあたり医療費のほう伸びてきておりますので、納付金のほうも増額をしているという状況でございます。

○委員長 ほか質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

無い様でありますので、「国民健康保険事業特別会計」から「介護サービス事業特別会計」までの質疑を終わります。

13時40分

つぎに、「公営企業会計」は、「公共下水道事業会計」について質疑を許します。

なお、予算書は、別冊となっております。質疑はありますか。

矢山委員。

○4番(矢山 武) 公営企業についてこれまで繰り返しいろいろ問題点を指摘してきたところですが、特に収支の問題が、非常に重要であるというように思うわけですが、基本的な建設事業に対しての負担等については町において公共的な事業で一定に負担するということは必要ですが、何点かお尋ねします。

4ページの負担金1億500万について、これらかなり事業が進んできておられる状況になると、多少は増えていくにしても費用等に対する負担というものは償還金等合せると増額になっていくのではないかというように思うんですが、下水道使用料と負担金等の関係について、どのように考えて予算を計上されておられるのか。

もう1点は、17ページに約10億円余りの負債を抱えて今後運営をしていくという状況になるわけですが、そのなかで、これらの仕事について、受益者負担金は一定額あるわけですが、こうした資本的な投資について。

○委員長 まず4ページの負担金からの答弁でよろしいでしょうか。

▼【矢山委員：「はい」】

上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） まず負担金についてですけれども、このたびから公共下水道事業の会計の中へ農集が入りましたもので、今回から予算計上させていただいておるわけではあるんですけれども、基本的には下水道の負担金、一般会計からの繰入の負担金につきましては人件費と企業債の償還金元利と4条の工事費の一部というふうな形で負担金を町のほうから繰り入れていただいているということでございます。

農集につきましてはこれまで特別会計でございまして、6年度からセグメント分けということで区分として公共下水道事業会計の中で公共下水道の部分と農業集落排水部分ということで大きなものとしてセグメントで大きく2つに分けておるわけでございますけれども、農集につきましては、昨年度からの切替ということにございますので、昨年度自体では収支を均衡にということの範囲で負担金が入っておりましたので、6年度からはその辺が公共下水道事業会計と同じ考え方でまいっていくとは思いますが、それについては財政当局との協議をもつての決定と最終的にはしていきたいというふうには思っております。

○委員長（上本 剛） 矢山委員。

○4番（矢山 武） 将来的な収支の見込等も立てて運営をしていく必要があるのではないかとということをお願いしておったんですが、そういう点からいうと、このなかに工事費の一部も1億572万円に入っているということですか。

先ほど質問をしかけておったのは、33ページになるんですが、資本的収支の点で、それぞれこれまでの下水と農集と金額を分けてあるわけですが、特に問題が大きいのは、公共下水道のほうではないかと思うんです。386万円の負担金に対して、一般会計から1億2000万くらい、それで工事費が下水道管埋設工事が1億ちょっとくらいですが、そこら辺も先ほどと同じような考え方で今後かなりの一般会計からの繰入が増えていくのではないかと思うんですが、それと1億3449万円、約1億3000万円あまりの事業はどのような事業を予定しておって、残りがまだある

のか、ないのか、併せてお尋ねします。

○委員長（上本 剛） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。先ほど来言われておりますどうしても収入に対する支出の部分が大きすぎて、収入のほうに間に合っていないので、こういった部分が増えていくのはどうかという話ではございますけれども、ひとつは町のインフラの整備として整備しているということもございまして、町からこういった下水に関しては繰入をいただいているわけではございますけれども、そのなかで工事費へこれすべてが負担金ということではございませんで、当然国費でありますとか、起債でもありますとかいうこともございまして、そのなかの一部として負担金のほうからも入れている部分があるということでございます。33 ページの工事請負費の中身でございますが、これのなかの説明の部分が2段に分かれておりますが、これが先ほど申しましたように、令和6年度からは下水と農集がございまして、上の段が下水ということで1億3449万5000円ということを書いておりますが、これの中身につきましては、6年度の工事につきましては今東地区の3工区、それから栄町の5工区、今東地区で申しますと、手綱川のところの南側の、手綱川と芦田川が交点となりますところの世羅中央病院の南側のほう。それから栄町5工区ということになりますと、今の上下水道課が入っているさかえの浄水場の所の付近ということでございます。それからあとはその工事に入ります前の家屋の事前調査の金額、それから一般的な公共柵の設置の金額、もうひとつは世羅小学校の前になりますけれども、工事名で申しますと大田小2号線の下水道管新設工事を予定しているものでございまして、この合計が工事費の1億3449万5000円でございます。

今後どのような工事が残っているかということでございますけれども、先ほど申しました工事で令和6年度予定しておりますけれども、最終的に令和7年度に入ってしまうけれども、栄町地区の6工区としまして、先ほども申しました水道のさかえ浄水場の所に入りますルートが2ルートありますので、これを一度にできないので分けて考えておりますので、令和7年度に一つの工事が入りますということで予定しているところでございます。

そのほかにつきましては、どうしても端部のところの単町部分の工事というのはどうしても残ってまいります、それにつきましてはニーズを調査しながらそこについての施工につきましてはそういった調査をしながら行っていくと思っておりますので、各年度にそれぞれ入ってくる場合があるかもしれないというふうに考えております。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。田原委員。

○6番（田原賢司） ちょっと教えていただきたいんですが、27ページ下水道使用料、若干増えているかと思うんですが、増えた要因と7ページのほうで、キャッシュフロー計算書のほうで言うと、予定なんですが、約2000万の留保資金のほうが減っていく計画になっているんですが、昨年の決算でもこの留保金のところは言っていたんですが、妥当な留保資金の予定残高ですよ。下水については、放っておくと減っていくだけになっていくというところがあります。予定としてどの程度の留保資金を持っておくのを妥当と考えておられるかどうか、その点をお聞かせください。

○委員長（上本 剛） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。27ページ下水道使用料の増額ということでございますが、これにつきましては、令和6年度につきまして、世羅中央病院付近で今年末から接続がございまして、増えている傾向にあることと、それで整備してまいりました所の加入が見込めるということと、過年度で整備してきた所の接続の予定がございまして、それを加味しましたものと、それから最終的には小学校の接続等が見込まれるということと、それを見込んで計算をしたものでございます。

留保金の残高の件でございますが、申し訳ありません、それにつきましては資料を持ち合わせておりません。

○委員長（上本 剛） 田原委員。

○6番（田原賢司） 収益のところについては世羅中央病院プラスアルファ、小学校等は7年以降ですよ。要はこのキャッシュフローをみたときに、期首と期末を見たときに予定では2000万減っていくと。このままでこの計画でずっとたどっていくと7年はまた2000万減っていくよ

という話になってくる。じゃあ、下水道会計としてどの程度の現預金を持っておくのが妥当かというところをお聞かせいただければと思ったんですよ。資料どうこうではないんですが、資金繰りの関係も含めてそこをどの程度が妥当かというのを担当課として思っているかというところをお聞かせいただければと思います。

○委員長（上本 剛） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 一般的に考えますと、企業債の元金が 8600 万円程度、9000 万円程度今回予算組んでおきます。それから収益のほうで減価償却が 1 億 5000 万円程度ございますので、合せて 2 億 5000 万円程度はそうした留保金自体は最低限でも持っておくのが妥当かなというふうに考えております。

○委員長（上本 剛） 田原委員。

○6 番（田原賢司） ということはこちらの 2 億 5000 万、これを維持するなかで今後の負担金の計画も出てくるかと思しますので、その点の計画のところをまた明確にさせていただければと思います。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私からお答えいたします。田原委員からご質疑、ご示唆をいただいたところ、また答弁で目標と言いますか、一番適正な留保金についてお示しをしたところでございます。ご指摘いただきますようにその留保金を保持するためには一定程度の町からの負担というのもこれは必要になってきますけれども、やはり期首期末によりましてのいわゆる 2000 万程度の減額幅を縮める努力というのは日ごろの加入率の向上によって努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。これからの事業進捗に合わせ供用開始となる所にしっかりと加入の推進を図りつつ、この留保金についても維持、また減額が少なくなるように努めてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、公共下水道事業会計の質疑を終わります。

これから、「総括質疑」を行ないます。質疑はありませんか。

矢山委員。

○4番（矢山 武） 最初の施政方針に対する質疑を一定にさせていただいたんですが、総括の中で一定の答弁はいただいておりますが、新年度の行政運営について、町長の考え、また教育長の考えをお尋ねしたいと思います。

11 ページの中で他の委員からも質問があったかと思うんですが、町民のスポーツ参加を進めるために云々ということがありますが、スポーツ施設等について、必要な整備をするということ、また集約したいというようなことを町長は答弁をされました。こうしたなかで、新年度において具体的にどのような考えを持っておられるのか。それと11 ページの上のほうに「くらしの中に本がある」環境づくりに努めるということを取組はその上のほうに一定に述べられておりますが、この点、重要な課題というように思うんですが、社会教育の中でいろんな取組をされておりますが、これまでの取組の成果と併せて今後力を入れていく点があればこれらについてお尋ねをいたします。

○委員長（上本 剛） 町長。

○町長（奥田正和） それでは私のほうから、町民のスポーツ参加という観点での私が最初の施政方針のご質疑のときにお話をさせていただいたとおり、今後町内施設のリニューアルを進めていこうとしてございます。これについては来年度においては令和6年は検討を始めていくということで、そういう検討会で有識者によって行っていきたいと。ただ現状の施設についても、よくよく掌握をする必要があるかと思ひますし、これまでの活用内容等、利用者の方々すべてを網羅するようなことはなかなかできにくいので、特化したやり方がよいのではないかというふうに私は思っています、あれもこれもできる場所というのではなくてですね、町内、その目的のためにその施設を利用しご移動いただく、また交流の場としてもいろいろ活用できるような流れに沿っていければと考えているところでございますので、極力ですね、町が持っている施設の管理費を減に導くような仕組みも含めて検討してまいりたいと考えております。

○委員長（上本 剛） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、矢山委員おっしゃいました「くらしの中に本がある」という環境づくりでございますが、いろいろな取組を進めております。そのなかで好評なものいくつかございます。現在甲山、世羅、世羅西と3つの図書館ございますけども、その3館が連携しまして、人気のありそうな新刊書につきましては情報を共有して、どの図書館に配置するか。勿論移動もございます。それから昨年度ですね、方法を変えまして、一括して貸し出す期間がたとえば3か月と長すぎますと、人気のある図書がなかなか戻ってこないということについても、短期で返していただくような取組を進めております。それから幼児と言いますか、小学校低学年につきましてはセカンドブックという事業を進めております。小学校1年生に対してセカンドブック配布事業というもので非常に好評でございまして、まず読書の習慣づくりということと、各小学校、中学校での読書週間、意欲の高まりに向けた取組を進めておりますので、そういう好評なものについて継続して進めてまいりたいと思っております。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。藤井委員。

○7番（藤井照憲） 3点ばかりお伺いしたいと思います。まず予算審査特別委員会資料48ページをお開きいただければと思います。財政推計表が載っております。令和7年度以降ですね、110億円規模の予算編成が見込まれているわけでございます。これには地方税の減少や地方交付税の縮小が影響している。当然ながら歳出規模も連動するわけでございます。財政調整基金は予算の不足分を補う貴重な財源であります。この財政調整基金の残高を以前から20億円と、このような発言を受けておるわけですけど、令和10年には16億円に減少となります。ここで20億円キープするという考え、これについて方針をお伺いしたいと思います。

次に46ページをお願いします。ここに基金の状況がございまして。この基金の中で、公共施設等総合管理計画、これらの計画目標を達成するためには、公共施設の整備に併せて公共施設整備基金に建設時点からある一定の将来の解体費用としての積立をする必要があるのではないかと私はこう思います。公共施設整備基金の運用方針を伺いたいと思います。

次に予算審査資料の19ページでございます。世羅中央病院の会計が載

っております。19 ページはキャッシュフロー図でございます。14 億 8400 万円余の期末残高を有しております。昨日同僚議員の答弁でははっきりした答弁でなかったような記憶がございますので、改めて将来の事業計画や、事業投資計画のお考えを伺います。このなかの一般会計予算では企業債の償還分 1 億 1249 万 963 円、事業運営費 3297 万 3400 円及び建設改良費が 9172 万 5000 円、これらが世羅中央病院企業団負担金として 5 億 719 万 6000 円を計上されているわけでございます。この負担金の病院経営に対する考え方、要は病院経営には町の貴重な財源が充てられている。ということを考えますと病院事業会計の中身についてしっかりと議会に説明いただきたいと、このように思うわけでございます。

○委員長（上本 剛） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。私からは委員ご質問の 1 点目、2 点目につきましてお答えをさせていただきます。

まず財政調整基金 20 億円確保に向けてどういうふうに取り組んでいくかという趣旨であったかと思いますが、今後毎年推計を立てておるわけでございますが、今後の人口減少、少子高齢化等考慮しますと町税なり普通交付税等、経常的な一般財源につきましては後々にはだんだん減っていくというふうに見込んでいるところでございます。急劇に落ちていくということはまだまだないかと思いますが、人口に比例して減っていくものというふうには認識をしているところでございます。そうなりますと財源が先細っていきますと、一般財源ベース、国費とか、県費、それから町債等の特定財源を除いた金額ということで考えますと、そういった一般財源ベースでの予算規模については縮小をしていかなければ、後々の本町の財政運営が成り立たなくなっていくというふうには考えております。

これまでも申しておりますとおり、歳入においては自主財源確保の工夫をするなり、勿論有利な特定財源の活用、それからインフラ公共施設等の更新や長寿命化等につきましては、現役世代だけがそれらを使うというわけではなく、将来世代も使用すること踏まえまして、有利な起債をうまく活用して、世代間の負担の公平性を確保しつつ、町の実質的な財政負担、これは一般財源の持出しのことではありますが、これの抑制

に努め、財政調整基金の確保、20億円の確保に、今後も最低20億円の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2点目の公共施設整備基金でございますが、この基金につきましては、公共施設の基本的には、更新なり、改修等のために基金を造成をしておるものでございます。委員おっしゃいますとおり、この基金に積み立てをするかどうかは別にしてですね、そういった施設等造ったときから次の更新なり、改修についての財源を少しずつでも積み立てていく、また最終的な解体等あったときにはそういった解体費用も準備しておくべきというのは私どももそれは認識はしております。なかなかですね、積立となりますと、財源自体がないなかでなかなか積立というのができない状況ではございますが、今後の基金の運用方針につきましては、これから考えを検討していきたいというふうには考えております。

なお施設の解体費用につきましては、そういったことにも使える基金として、過疎債のソフト事業分を積んでおります過疎地域持続的発展事業基金、現在5年度末の見込みで3億3000万円程度となりますが、これを財源として今後の解体費用等の財源という形で、勿論ほかの過疎計画に載っております通常のソフト事業とかにも使っていくわけではございますが、そういった解体費用等も含めて効率的に活用できるような考えをしっかりとって活用してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（上本 剛） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。世羅中央病院企業団への一般会計の負担の考え方についてでございます。

病院事業会計への一般会計からの負担は地方公営企業法に基づき経営に伴う収入のみを持って充てることが客観的に困難であると認められる経費を一般会計で負担するものと定められております。病院が実施する事業の中には、小児の医療、救急医療などの不採算部門が多く含まれており、これらの医療を継続的に提供をしていくためには経営基盤強化のための一般会計からの負担も必要だと考えております。勿論世羅中央病院におかれる経営強化プランに基づいた経営強化のほうも重要だとは考えております。この繰出基準につきましては毎年総務省から通知がございまして繰出基準に基づき算定しており、救急医療に関しましては医師や

看護師などの手当、その他で1億7700万程度、またその他リハビリテーション医療に関する経費、これについても経費、収入をもって充てることができない部分については負担をするようになっておりますが、令和6年度については収入のほうがありますので、採算がとれているということでこちらの負担は発生をしておりません。こういった具合で、毎年基準に基づき算出のほうをしておりますので、先ほど答弁させていただきました基礎年金拠出金部分の負担、令和2年度の決算が赤字であったことにより、基礎年金拠出金を負担することになっており、そちら5200万円が令和6年度にかかってくるというものでございます。令和6年度の負担金は令和2年度決算の状況からそういった負担金が発生しておりますが、令和7年度につきましては令和3年度が黒字決算ということでございましたので、この基礎年金拠出金部分については負担のほうは発生しないと見込んでおります。

今後も建設改良費につきましては大型精密機器の更新であったり、耐震補強などが計画をされております。中長期的な計画によって負担の平準化を図っていただくよう、世羅中央病院とも連携を取りながら適正な負担に努めてまいります。

○委員長（上本 剛） 藤井委員。

○7番（藤井照憲） 先ほど財政課長のほうから基金の運用についての説明を受けたわけなんです、我々が予算審議の中で、建物、要は箱ものについてはですね、50年間先にどういう利用ができるかという部分でいろいろと意見を述べさせていただいております。この辺は町執行部においてしっかり認識していただいて、たとえばこういった積立金にしておけばですね、将来の若者に負担を負わすことなく、胸を張って修繕ができる、または解体ができるわけでございますから、こういったことは是非ともしっかり検討していただきたいと思います。

次に病院会計は、要は14億の期末残高を持ちながら町がどんどん補助しているわけなんです。しっかりその14億はどういう使い方をするか、こういったものを計画を示していただいてですね、病院会計が健全に運用されるようにですね、我々もしっかり応援したいと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（上本 剛） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私から藤井委員からのご質疑にお答えさせていただきます。先ほど担当課へご質疑いただきました1、2の部分について重ねて私からもご答弁を差し上げたいと思います。

ご指摘いただきますように我が町につきましても交付税の依存団体、これはずっと続いていく色合いが濃くあります。ここ3年をみましても令和3年から令和5年につきましてはこの3年間、鳥インフル、物価高騰等あるなかです、非常に国の指示、号令の下で、さまざまな画一的な施策、これも期限が定められた市町間競争のような格好がございましたけれども、それに組み込んでまいりました。多くの交付金が町へ寄せられるなかであって、その財源は潤沢にあったわけではございますが、この先についてはその財源というのは非常に乏しいものでございます。ご指摘いただきますように、これからは引き締める形をとっていかなくてはならないと認識をしております。その国の画一的など言いますか、大きな事業展開の基でマンパワーも会計年度任用職員含めて多くを投下してまいりましたが、この後はその体制自体をしっかりと見直す必要もあろうかと認識をしておるところでもございます。他の委員からのご質疑もありましたが、民間等が春闘が非常に今、大幅な状況を呈するなかで、人事院勧告等におきましても人件費、それに関わります物件費等も令和7年以降については大きな影響が出て来ると認識もしております。年間を通じて令和6年を迎えていくわけでございますが、その次の令和7年に向けての引き締めを定義づけていく年になるのではないかと。そのようにも認識、重ね重ねしているところでもございます。また加えてご指摘、ご示唆いただいた公共施設の解体に関わります解体引き当ての資金をしっかりと担保しておくというところでもございます。通常建物についてはライフサイクルコストということで、その耐用年数を通じた考え方ですが、なかなか解体までのコストを積み立てておくという実例が乏しいところがございます。ご指摘いただきますように財政、また公共施設のあり方の中で、先々に負担となるものを残しつつ、今積み立てているものを有効にその処分にも充てていくという形の積立、また取崩し、そのふさわしいサイクルを確立するべく課題として受け止めさせていた

だき、努めてまいりたいと存じます。

○委員長（上本 剛） 町長。

○町長（奥田正和） では病院のほうは私のほうから。これまでもご質疑いただきましたけれども、世羅中央病院経営についてはいろいろと企業団の中でご苦勞もいただいております。企業団移行前の平成 21 年以前の企業債等の償還等々も、過去においてはかなり高利なものがございました。これについては、基金といいますか、積立を取り崩しての償還が行われたことがございます。これについては賛否両論あったわけでございますけれども、現況ではそうしておけば将来負担につながらないだろうという選択をされたというふうにお聞きしているところでございます。現況、企業団としていろいろと町の負担があるわけでございます。これは三原市も同様のことと思います。さまざまな事業展開するなかでですね、病院側からの丁寧な説明、また今後の計画についても、私どもも協議会の中ではお話をいただいております。当然同様のものが病院議会のほうへも説明ということになりますが、実際世羅町議会、三原市議会にとっても、そういった病院経営のところはお示しをするなかで負担もはっきりしているというところもお互いに病院側も認知いただいて、きちんとした説明もしていただきたいと思います。今後においても働き方改革等もございます。先般来、赤字のほうが続くのではないかという不安面が結構ございます。これはコロナ禍でのそういった国の支援が切れるといったところから不安視もされておりますけれども、病床変更なりも行うなかで、せめて私どもだけでなく、議会も丁寧にそういったところを説明されての流れをもつていただくように、私からもしっかり申し述べておきたいと思っております。

○委員長（上本 剛） ほかに質疑はありませんか。高橋委員。

○1 番（高橋公時） 全体評価をさせていただいたあとで、少し町長に毎回質問させてもらっている内容をお伺いしたいと思います。

先ほど同僚委員からもありましたように、資料の 47、48 ページの財政推計、これも単年度収支に至っては、この先ずっと赤字を迎えるような感じでの推計となっております。ちなみに 6 年度 124 億という大きな一般会計予算でありますけれども、冒頭昨日ですけれども、町長も世羅町

にあった財政規模は 100 億前後ではないかというなか、124 億と大きな一般会計財政でやっておる。これはやはり 47 ページにもあります。今回の予算組で顕著に表れている借金が増え、貯金が減ると。そうすることにより経常収支比率、これも上振れてきます。30 年災があったときも 94.8 と経常収支比率がぐっと上がったもののそこを上回る今年度の経常収支比率 95.7 ということであります。投資的軽費が使いなくなってきますので、町長のさまざまな令和 6 年度提案いただいた事業がございます。そういったものにも影響が出て来ると思います。財政課長が 130 億出てきたなかを絞って絞って絞って 124 億にしたと言ってはおりますけれども、更なる財政的な厳しい目で、財政規模を落としたうえでの予算組みをされることも今後必要になってくると考えます。

今回町長がたくさん主な事業ということで抜粋いつもせら坊の分でいただいております。このなかで私が思う 2 つの期待ができるなと思うものは保育料全額無料の 2425 万 4000 円の施策、もうひとつはコロナが明けての観光振興であります。これはインバウンドを中心としさまざまな事業者の意見を聴き課長も提案されたものだと思いますので、期待半分、不安もあります。しかし全力で取り組んでいただいて何とか世羅町に全国的に吹いているインバウンドの風を世羅町にも向けていただきたい。これは期待も込めております。この 2 点の事業は 6 年度の事業の中では非常に私はすばらしい政策だと思っております。ほかにもありますけれども、町長が思う今回、自分はここが、この政策はと思った部分があればいつもたくさん挙げていただくんですけれども、1 つ、2 つで構いません。お願いします。

○委員長（上本 剛） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋委員からはですね、財政の中身を結構不安を持っておられる部分よくわかります。特に今回ですね、思い切って給食センター統合という形を教育委員会へ委ねてまず計画づくりからスタートしました。ということはその時点でどのくらいの費用が必要であろうかというもろみはあるわけでございます。ただ近年の資材高騰等によるものが突然途中から出てきたという流れの中で、かなり高額な費用がかかること。それに併せて起債も必要になってきている状況です。なか

なか国費、県費等が対象にならない部分が結構あるわけでございます。しかしながらこればかりは将来を見越してやったほうがよいという決断のもと、給食の部分が今回 124 という形、なかったらというたればを言ってもしょうがないですけども、今回 124 という大きな一般会計を積み上げた以上ですね、これをしっかり執行していくという、委員さっき申されましたように期待されている事業がございます。私も議員と同様ですというふうに言わせてもらっておけばですね、差し障りないかと思えます。

今回冒頭申し上げましたように 1 ページめくっていただければすべて子育てに関することです。健康づくりと言いつつもですね、今、子育て支援作戦がどこもやっているなかに、世羅町として今日も NHK でも取り上げて放送してくれました。県内でも初めての事業だという病児保育、こういったところが町としても誇れると言いますか、皆さんで頑張っていくことじゃないかなと思ってます。それとインバウンドに関してはまだ手探りです。外国人観光客をどう招き入れるかというのは 3、4 年前からコロナ禍でここをやっておかなくてはいけないということで一応話はしたんですが、なかなかこれを長けた人間がいないということで、農協観光も交えるなかでですね、やりました。それ以外もこういった国の観光庁の支援をひとつはいただくなかで、まずはやってみるしかないというひとつ委員と同じように半分不安がございます。しかしこうやっては何もできませんので、これまでもキャッシュレスも進めてきたその流れもあるんだと思います。とにかく海外の方が来られてカードが使えないような所ではさよならと帰られますので、そうならないようにいろいろと知恵を働かせ、またいろんなご指導もいただくなかで進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

無い様でありますので、これで「令和 6 年度予算の質疑」を終わります。

説明員の方にはありがとうございました。ここで退席されて結構でござ

ございます。

ここで暫時休憩といたします。

14 時 30 分

暫時休憩 14 時 30 分

再開 14 時 45 分

○委員長（上本 剛） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これから、採決に入りたいと思いますが、ご意見はありませんか。

山田委員。

○11 番（山田陸浩） 令和 6 年予算執行にあたっては付帯意見を付けるべきと思います。

○委員長（上本 剛） 付帯意見を付けることにご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

では審査の結果、「付帯決議」を付したいと思います。

ここで暫時休憩といたします。

暫時休憩 14 時 45 分

再開 14 時 51 分

○委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

ただいま、配付しました 3 項目の「付帯決議」を事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（黒木康範） お手元に配布の令和 6 年度予算審査付帯決議をご覧ください。3 項目でございます。

令和 6 年度予算審査付帯決議

- 1 指摘した事項の事業執行にあたっては、議会に説明後執行されたい。
- 2 予算の歳入を確保し、確実な事業執行に取り組まれたい。
- 3 事業内容や目的を整理し、実態把握をされたいうえで、補助金等の執行にあたられたい。

以上でございます。

○委員長（上本 剛） ただいま朗読したとおり、3項目の「付帯決議」を付したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

ご異議なしと認めます。したがって、3項目の「付帯決議」を付することに決定しました。

これより採決に入りますが、採決に先立つ討論は、委員会では省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第45号 令和6年度世羅町一般会計予算については、「原案のとおり可決すべきものとする」ことに賛成の方の起立を求めます。

（賛成多数）

賛成多数 であります。

したがって、本案については、「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

これより採決いたします。

議案第46号 令和6年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算については、「原案のとおり可決すべきものとする」ことに賛成の方の起立を求めます。

（賛成多数）

賛成多数 であります。

したがって、本案については、「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

これより採決いたします。

議案第47号 令和6年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算については、「原案のとおり可決すべきものとする」ことに賛成の方の起立を求めます。

(賛成多数)

賛成多数 であります。

したがって、本案については、「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

これより採決いたします。

議案第48号 令和6年度世羅町介護保険事業特別会計予算については、「原案のとおり可決すべきものとする」ことに賛成の方の起立を求めます。

(賛成多数)

賛成多数 であります。

したがって、本案については、「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

これより採決いたします。

議案第49号 令和6年度世羅町介護サービス事業特別会計予算については、「原案のとおり可決すべきものとする」ことに賛成の方の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、本案については、「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

これより採決いたします。

議案第 50 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計予算については、「原案のとおり可決すべきものとする」ことに賛成の方の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、本案については、「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

以上で、予算審査特別委員会に付託された案件の審議はすべて「終了」しました。

これで、予算審査特別委員会を「閉会」いたします。

なお、委員会報告は、委員長にご一任願います。

(起立・礼)

延 会 1 4 時 5 5 分

